

# 第1次総合計画基本構想特別委員会会議録

平成19年5月16日(水)

(開議) 10:01

(散会) 16:50

## ○ 委員長

ただいまから第1次総合計画基本構想特別委員会を開会いたします。

「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたします。昨日に引き続き、第1章、まちづくりの都市目標像について、14ページから16ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

## ○ 川上委員

おはようございます。早速ですが、15ページの都市目標像、下から8行目、9行目あたりに、「また、筑豊地区の中核都市としての本市は、地方分権時代の牽引役を担い、自己決定・自己責任の果たせる真に自立した自治体づくりを推進しなければなりません」、このように書いてあります。

そこで、自己決定・自己責任という言葉については、昨日も違う意味合いのところで指摘もしたつもりだったんですが、それを含めまして、「真に自立した自治体づくり」という言葉の意味ですね。これはどのように使っているのかお尋ねいたします。

## ○ 総合政策課長

この都市目標像でございますが、ちょっと前段触れさせていただきますけど、「人が輝き、まちが飛躍をする、住みたいまち、住みつづけたいまち」という目標像、これは合併前に策定をいたしました新市建設計画に定められたものでございます。

この合併前の住民の皆様の願いが込められているものだというふうに思っておりますし、新市におきましても、この目標像を定め、この目標像に近づくために、住民、行政一体となってまちづくりを行っていかなくてはならないというふうにも考えております。

この都市目標像を目指し、飯塚市の発展を進めていくわけでございますが、その結果、議員御指摘の最後の4行の記述でございますが、真に地方自治として自立、独立の責任ある行政が果たせるまちに、この目標像に近づけば、なるものというふうに考えておりますし、県下4番目の人口を有する飯塚市でございますので、福岡県を牽引するリーダーというふうにもなれるというふうにも思っております。そういう思いで記述をしておるところでございます。

## ○ 川上委員

ここは地方分権時代のことを言っているところでしょう。それで、自治体としていろいろ地元で決められることは決めていこうと、そういうふうに法も変えてもらいたいということで、今いろいろあっているんですが、お金はないわけですよね。自己決定・自己責任果たせる真に自立した、お金についてはどういう考え方なんですか。

## ○ 総合政策課長

昨日の論議の中でもございましたように、市民のサービスを維持・発展させていくためには、やはり裏づけといたしまして、財政の裏づけが重要だというふうには思っておりますが、昨日の御指摘にもありましたように、行政改革大綱に連携、整合性を保ちながら、財政基盤を確立しながら行政を進めていくと、そういう考えでございます。

## ○ 川上委員

この時期の今から10カ年の時期というのは、国の責任と地元自治体の責任と、それから社会情勢変化による、責任による財政危機ですね。これを何とか乗り切って、そして何とか軌道に乗せようという、そういう段階でしょう。そういう時期を目指しとるんでしょう。

そういうときに「真に自立した」という表現使いますと、経済的にも自立したみたいな格好

になって、到底できるはずはないんですよね。だから、経済的な分野はできるはずもないんで、こういう「真に自立した」とかいう表現をなぜあえて入れるのかと思うんですよ。ここ改める考えはないですか。

#### ○ 企画調整部長

昨日から私、御答弁申し上げますように、いわゆる飯塚市の将来にわたるまちづくりを推進しまして、そして行革を推進しながら、この飯塚市がいわゆる足腰のしっかりした財政基盤をもとにしまして、そしてその上で新しいまちづくりを進めていくということで、ここに書いてます「自己決定・自己責任の果たせる真に自立した自治体づくりを推進します」という意味は、市民みずからが自分の手で政策決定なんかに参画していただきまして、そして市民みずからがその責任を果たすということをもとにして、先ほど財源的なものにつきましては、飯塚市の財政がしっかりした強固なものを確立した上での新しいまちづくりを目指すという意味合いから、こういう表現にさせていただいているところでございます。

#### ○ 川上委員

私が今あえて言ったように、経済的な自立なんか到底含んでるはずないということですかね。それで、それはいいんだけど、それはわかりましたが、市民に自己決定・自己責任をまた押しつけるというふうに今聞こえましたけど、そういうことなんですね、ここの表現は。市民に自己決定・自己責任を果たさせると、そういう自治体づくり目指すということを重ねて強調してるくんだりですか。そこ念を押しておきましょうか。

#### ○ 企画調整部長

そういうことじゃなくて、いわゆる市の政策策定過程におきましても、市民の参画を得た中で政策を決定し、そしてそれをもとにして市民の皆さんも一緒になって、行政と一緒にまちづくりを推進していくという意味合いでございます。

#### ○ 川上委員

どうも先ほどの答弁では自治体、団体自治というか、そういう観点での自己決定・自己責任というニュアンスの答弁で、あなたが今言ってるのは、住民が、というところを答弁してるんですね。両方ですか。

いずれにしても、「真に自立した」というのは、言葉としては余り感心、私はしない。ここは地方自治の本旨をという言葉があるじゃないですか。あるいは地方自治の目的のとおりということで明らかにすればいいじゃないですか。地方分権時代、目指すものは地方自治体が地方自治体として発展することなんですよ。だから、目的としては福祉の増進じゃないですか。何かそういうことを書いたらいいじゃないですか、書くんだったら。真に自立したとかさ、意味がないと思うわけですね。

それから、続けていいですか。ここでも「地方分権時代の牽引役」と書いてある。それから、下から4行目のところに、「福岡県を牽引するリーダーのひとつとなる都市」というふうに書いてるんですよ。人口が4万人ということで、いうことだけが根拠のようですね。ほかに根拠がありますか、こういう役割を果たさなければならないという理由が。（発言する者あり）

#### ○ 総合政策課長

先ほど申しましたように、福岡県4番目の人口を有するということと、この筑豊地域の中におきましては、リーダー的な立場であるというふうにも思っております。

#### ○ 川上委員

私は、例えば昨日、少し言ったんですが、保育料だとか子育てしやすい町ということで、モデル的とかね、先進都市という言葉があるじゃないですか。福祉の増進の分野で先進的な役割を果たすという意味合いなら、非常にわかりやすいわけです。

ところが、あえて牽引役だとか、「地方分権時代の牽引役」、それから「地域間競争に生き残るとともに、福岡県を牽引するリーダーのひとつ」となってくるとニュアンスが違うでしょ。

しかも、そういう役割を何のことかもわからないし、果たさなければならない理由は、人口が4番目というだけです。

ところが、人口のことでいえば、この5年のうちに順番変わるでしょ、4番目という順番は、10年たつたらもっと大きく変わるじゃないですか。変わるんですよ、これが。これは変わるんです。これはそういうことだけを根拠にして、ここでリーダーだとか、ここで牽引役だとか言う方もおかしいですよ。

だから、私は言うのであれば、先ほど言ったとおりです。地方自治体らしく福祉の増進目的として、先進的な都市になっていきたいと、頑張りましょうって書くのが普通じゃないですか。先進、福祉の先進モデル都市とかさ、そういうことを明確にしたらどうですか。わからない、こういう表現しないで。地域間競争というのがよくわからないですね。そういうふうに書き直したらどうですか。

#### ○ 総合政策課長

これから地方分権の推進に伴いまして、地域のことは地域で考え、地域で行うという時代の中で地域間の競争、やはりそれぞれの地域、セールスポイントもございますでしょうし、地域の活性化、反映はそれぞれの地域が工夫、知恵と工夫で取り組んでいくものというふうに思っております。そういう中でこのリーダーとなるべき飯塚市の発展を、この都市目標像の中で描いていきたいということでございます。

#### ○ 川上委員

最後にしますけど、今から5年間に市民と職員に130億円分の犠牲を押しつけて、そしてあえて福岡県を牽引するリーダーとか本当になる必要があるのか。それが必要なことならね、それが条件だということであればですよ。そういうことするんじゃないくて福祉の増進ですよ。こういうことで、さすが飯塚と言われるようになる方がいいんじゃないか。

上の本文に書いてある内容と都市目標像ということで、下で大きく書いてある、これはあれですよ。新市建設計画で明らかにしたスローガンですね。私は、「人が輝き、まちが飛躍する、住みたいまち、住みつづけたいまち」というのはすばらしいと思うんですよ。この言葉と上へ書いてある内容とは結びつかないですね、読んでいくと、思うでしょ。

だから、ここには整合性の欠如というのがあると思うんですよ。これを基本にし、と言うけど、ここのところはこれが基本になってないところがあるんじゃないですか。そのことを指摘しておきたいと思います。総括のときに具体的に文章上のことも提案したいと思いますので。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

ほかに質疑はないようですから、第1章、まちづくりの都市目標像についての質疑を終結いたします。

次に、第2章、将来フレームについて、17ページから18ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

将来フレームの問題では、計画年次の目標人口というのが大事だと思うんですね。13万人と設定されています。これを設定した上で、中ほどにゴシックで大きく「13万人と設定します」と書かれていて、その下に一段落、二段落ですね、目標達成するために、こういうことしますという展開がありますね。この内容は非常に重要な内容が書いてあって、これに基づく展開が本当に必要なところが多いと思うんですね。

そこで、13万人という数字ですよ。この設定がどこからどのように出てくるのかというのがよくわからないんですね。一定の人口が必要だということは、私もわかります、もちろん。ところが、総合審議会のやりとり、会議録で見ても13万という設定がわかりません。それで、

どう判断で13万にしておるのか、わかるように説明してもらいたいと思います。

○ 総合政策課長

13万人の根拠でございますが、これは積み上げた数字では決してございません。この目標人口につきましては、まず平成12年から17年の国勢調査人口をもとにした推計人口12万5,857人という予想がされております。平成17年から日本、我が国の全体的な人口は減少という時代の流れに入っております。本市の推計人口も、そういう流れの中で減少ということが予想されます。

しかしながら、今後、まちづくりを行っていく上で一定の人口を維持しないことには、町の活力が失われることというふうになると思っております。このことから、推計人口12万5,000余りでございますが、その約4,000人余りを上回る13万人を目標人口として設定をさせていただいております。この目標人口の設定につきましては、全国的な少子・人口減少の中、なかなか難しいものもあると思っておりますけど、この目標人口達成のために総合計画の中でさまざまな施策を実施、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

これは決意が重要だということでしょうね。根拠があるわけじゃないんですから。それで、13万人達成というふうになったときの年齢別の区別の人口が書いてありますね。私、これ見まして平成12年、老年人口が20%だったのが29.8%になるだろうと。それから、生産年齢人口と呼ばれる層の方々が、こちらの方は大きく後退する。そして、年少人口も後退していくと、比率的にですね。人数も減るんですが。それで生産年齢人口をもっと引き上げよう。そのためにこうだというような議論はなかったですか。

○ 総合政策課長

年齢構想、今後の見通しでございますが、推計値をもとに大きな三つの区分に基づいた推計で、13万人を区分しておるところでございます。審議会の中でこういう論議はなかったというふうに記憶しておりますが、今後の高齢社会を迎えまして、特に65歳以上の人口、皆様方のこれからの社会への参加、就業も含めました参加を今後図っていきたいなというふうに考えております。

○ 委員長

では次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

済みません。同じような質問になっておりますので、簡単でようございますけども、基本的に今話された内容となってしまうんですけども、現在、大体13万3,000人ぐらいの今、新・飯塚市でおられますけども、10年後は12万5,857人と、それをあえて13万人という目標設定をされておられますけども、いろんな下の方に今後の13万人を達成するためということでもありますけれども、現在13万3,000人から10年後は3,000人減るということで、いろんな政策がこうやって書いてありますけれども、まちづくりというのは人が集まってくるとか、人がふえてくるとか、そういうことが大きな要因で、大きく活性化という形になってくると思います。

それで、あえて13万人にされた根拠というか、現状維持ができなかったのか。また、もう少し設定を大きく上げて、活力あるまちづくりができなかったのかどうか、そこら辺について教えていただきたいと思っておりますし、またそれとあわせて13万人が基本的に達成、これあくまで目標ですので、達成できればすばらしいと思っておりますけども、その際の、またそれができなかった場合の影響についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○ 総合政策課長

先ほどの質問と重なる部分がございますので、同じことは少し割愛させていただきますけど、平成28年の人口推定が12万5,000人余りという数字が出ております。本市の平成

17年国勢調査から約七、八千人の減少的な推計でございます。これは本市だけのことではございません。全国大部分の地域がそういうふうな流れになるかとは思っておりますが、今後の本市の発展、反映を目指していくためには、人口の一定の定住人口の確保というのが重要であるという認識をしております。

それで、13万人の設定がどうなのかということと、まだもっと人口が設定をもう少し上の方にならないのかという希望も御質問の中に感じておりますが、人口をふやすということには定住環境、そしてまた就業環境、そして子育て環境、教育環境と、いろいろな総合的な施策が必要になるかというふうに思っております。この将来構想、総合計画の中で10年先の飯塚市をしっかりと掲げまして、この13万人をぜひ達成したいという意気込みで上げさせていただいております。

また、ふえたり減ったりという影響につきましては、13万人という目標人口を設定いたしております中で、この目標人口の推移もして、また毎年実施計画等の施行管理の中で政策を点検、見直し等々行っていきたいというふうに今後考えております。

#### ○ 後藤委員

関連でお尋ねしたいんですけど、ここに目標人口13万人と大きく字が書いてる下ですけど、「若者世代には通学利便性の向上や雇用の場の確保、教育環境の整備、子育て世代には安心して生み育てられる環境、定住環境の整備」ってなってますが、この中で一つだけお尋ねしたいのは、子育て環境って書いてあるんですけど、生み育てやすいということで、今年度から幼稚園の就学奨励金の制度を変更したり、乳幼児の医療は4歳児まで上がりましたが、3歳児から。実際にどういう施策をここに対して持って書かれてるのがちょっとわからないんですね。本当にここに目標像には、住みたいまち、住みつづけたいまちってしてあるんですけど、どういう部分で、全然この言葉と違う行動をされてるんですけど、そこら辺に対してはどういうお考えでやられてるのかをお尋ねしたいんですけど。

#### ○ 企画調整部長

今御指摘の点、子供を生み育てやすい環境づくりという分でございます。今の時点では、先ほど質問者がおっしゃいますような施策については講じております。ここで書いてます内容につきましては、これあくまでも基本構想で、今後10年間の大きなまちづくりの方向性ということでお示しさせていただいております。

あとは具体的な内容につきましては、基本計画、それから実施計画の中で、先ほど質問者が言われるような部分での細かな部分での施策につきましては、今後そういう基本計画なり実施計画の中で詳細につくり上げまして、計画を作成していきまして、そして実現に向かって人口の13万人、目標人口でございます13万都市を目指して推進していくということで、ここで表現をさせていただいている次第でございます。

#### ○ 後藤委員

この中で一応私が、これをつくったときから考えて、もう1年目で行動が全然違うことを執行部側がされてるんで、まず一つお聞きしたかったのが今の確認なんですけど。

もう一点は、「周辺自治体製造業等就業者の居住の場」と書いてあるんですが、この居住の場というのは、どういうものを考えて居住の場と考えてあるのか、そこをお尋ねします。

#### ○ 総合政策課長

「周辺自治体製造業等就業者の居住の場の確保」という表現をさせていただいております。住みたいまち、住みつづけたいまちということを目指すからには、先ほども申しましたように、子育て環境、そしてまた教育環境、住宅環境等々、そういうふうな住んでよかったなという生活空間、そういう環境整備が重要であるというふうに思っております。

この近辺にも大きな製造業もございますし、そういう方々が飯塚市の方に居住を構えていただくと、そういうための居住の場、住宅政策ではございません。やはり生活環境が特に今後の

子育て時代、そしてまた教育時代に即した優しいまちづくりを目指していきたいということで表現をさせていただいております。

#### ○ 後藤委員

居住の場といったら普通市営住宅を建てるとか、住宅分譲地を開発するとか、この10年間で定住人口をふやす場をつくるという意味合いにしか僕らとれないわけです。今の説明でいけば、何も変わらないで実際に定住人口が定着するのかなという答えしかならないんですけど、何かをされるんですか、されないんですか、そこだけお答えください。

#### ○ 経済部長

「周辺自治体製造業等の就業者の居住の場の確保」ということですが、トヨタなりが今来て、いろんな企業誘致をやっております。直方にも宮若にもいろんな企業が来ておりますけど、そういうところの方が、宗像とか北九州に住んであるというようなことから、企業誘致してきた企業の従業員の方、特に東海地区から来た方に飯塚の方に住んでいただくというようなことから、こういう居住の場の確保というような表現をさせていただいております。

#### ○ 後藤委員

踏み込んで聞かれないんですけど、基本計画とかそこら辺に入ってくるものですから。ただ考え方からいけば、教育環境の充実とかも書いてありますけど、どういうふうに充実してくるんですか。今福岡県下で一般質問の中で教育の問題、挙げられてましたけど、レベルは低いんじゃないですか。だから、そういうところには住みたくないという部分があるんじゃないんですか。

だから、どういうふうにこの10年間で住みつづけたいまちをつくるか、その施策がないで、ただお題目で終わってしまう可能性があるんで確認してるんです。何かを教育環境を上げるために、レベルを上げるために何かをやるんですか、施策があるんですか。全然見えないんです、これでは、正直に。

だから、そこだけ意見を言わせてもらって、この質問終わりますけど、本当描いた餅だけです、これ何も。何も施策を打つ手だてが何か見えてこないんです、先ほどの答弁では。じゃあ市営住宅をもうちょっとふやして住宅環境を整備するとか、市が土地を、分譲地を計画するとか、何もないわけですよ。だから、そこら辺が聞きたかったんですけども、踏み込んで聞きませんけど、意見だけ言って終わります。

#### ○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

#### ○ 八児委員

目標人口の中に出てこないちゅうか、実は皆さんも御承知のとおり、今年度から団塊の世代が退職をするということで、約4年間が団塊の世代ということになっておりますけれども、定年退職をされて生産年齢ちゅう形の中では、再就職とか、そういうのがあるかもしれませんけれども、税の問題とか、いろんな問題が一つは出てくるのではないかと。

そういうのがカポッと団塊の世代だけが飛び抜けて、そういう形でこの10年間動いていくのではないかと思うんですけども、ここら辺の与える、今後この計画の中で影響を考えておられるのかどうかお尋ねしたいし、また団塊の世代の方は、大変な人生の経験をされて、さまざまな人たちがおられるという形になっております。そういう方たちをどのように今後活用か何かされるのかどうかお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○ 総合政策課長

委員御指摘のように、団塊の世代が60歳の場合の定年を迎える時期に入っております。仕事の内容にもよりますが、俗に60歳の定年の中では、既にことしの春から団塊の世代の定年が始まっておるといのが現実でございます。この団塊の世代の皆さん、広い知識と積み重ねられてきました経験を今後も生かしていただきたいというふうに思っております。地域社会

での活躍の場を提供することが重要だというふうに考えております。

それに団塊の世代という方以外にも、すばらしい人材の方がおっております。今後市といたしましても、そういう皆様方の活躍の場、例えばシルバー人材センターの活用、そして地域では老人クラブ、また地域ネットワーク委員会の充実など、今後市としても、いろいろと図っていくことがたくさん課題ございますし、大切というふうに思っております。

また一方では、健康も大事でございますので、健康で活躍されるためにも、予防医療や健康増進事業もあわせて推進を図っていかねばならないというふうに考えております。

#### ○ 委員長

では次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

ほかに質疑はないようですから、第2章、将来フレームについての質疑を終結いたします。

次に、第3章、土地利用構想について、19ページから21ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

基本構想案の19ページ、第3章が土地利用構想となっています。私は、実は第2章で将来フレームをつくり、第3章で地域、土地のことを考えることは当然だと思うんだけど、土地利用構想というふうに銘打つことについては、若干違和感があるんですね。それで、それはそれとして本市、そこに書いてあるように四つの地域に分けて、以下いろいろ展開されるんだけど、4地域が共通に持つべき整備のあり方としては以下の諸点を基本とするということで、7点上げてありますね。

全体的な特徴も感じるところもありますが、私、13万人の目標設定というのは、少し意味のあることで、つまり人口がふえないということですから、水とか下水とか基本的な都市基盤整備というのは、更新とか若干の拡張というのはあったにしても、大きいお金を投資しなくても賄えるということになってるわけですね。

それから、交通関係においても、大体基本的なラインは引かれていて、もう完成間近というところもあるわけですよ。だから、13万人という人口設定に、これもし50万人とかいうのであれば、大変なハード事業に物すごい投資が必要なんですが、そういうことでないんではないかと思うんだけど、その一方では、高齢化は当然進むんですね。子供は少なくなるんで、生み育てられる、そういうのにお金がかかるわけですよ。要するに保健、福祉、医療、教育、環境、こちらの方にお金がかかることになるんですね。

そういう状況の中で、4地域が共通に持つべきあり方としてどうかということになると思うんだけど、二、三だけお尋ねしようと思うんですけど、まず最初に書いてある「開発と環境保全のバランスを配慮した企業誘致、定住促進等地域整備の推進」というのがありますね。はっきり言って、これは優先順位が逆ではないかと思うんですね。先ほど経済部長の答弁がありましたけど、定住促進等地域整備の推進というのを優先的に考える必要があるんじゃないですか。

そして、企業誘致については、職住近接というか、昨年9月だったと思いますけども、市長が本会議で答弁されました。今ある公有地、民有地含めて小さいかも、鯉田ほど大きくないかもしれないけども、中小企業を育成するという観点にしっかり立てば、そういう土地活かせるんだという趣旨の答弁があったと思うんです。私は完全に一致すると思いましたが、私の考え方もですね。企業誘致はそういうことだろうと思うんですね、基本的には。

それで、私はここは考え方を、最初に戻りますけど、定住促進の方を優先的に記述するべきではないかと思うんですけども、この辺は検討がありましたでしょうか。

#### ○ 総合政策課長

この飯塚市全地域が共通に持つべき整備のあり方で、一番最初に企業誘致、それと定住促進

等地域整備というふうに項目を上げさせていただいておりますが、定住促進も大事なことでありますし、今後飯塚市が活力を生むためにも、企業誘致の推進も大切なことであるということでの表現でございます。それで、定住促進も大きな今後の整備の基本であるというふうに考えております。

○ 川上委員

そういうことなんですよ。そこは一致してるわけでしょ。だから、これを優先的に変えた方がいいんじゃないかと。先ほど後藤委員の方からも指摘もあったでしょ。私は、先ほど目標人口の下に書いてあるところのくだりは、非常に重要だという感想も述べたんだけど、後藤委員はそれは、ほかの委員の質問、解釈するのは失礼なんだけど、どうやってやるのかと、実現するのかと、それから今、目に見える動きは、それと逆行する方向もあるよという指摘じゃないですか。だから、こういったところではっきり何を優先的に考えるのかというのを、整合性を持たせる必要があるというふうに思うわけですね。これは指摘します。

それから4番目、「主要地方道、一般県道、市道の道路整備による地域内循環道路の創出」というのがありますね。特に「市道の道路整備による地域内循環道路の創出」なんですが、この創出というのは、どういう段階までのことを意味してるんですか。

○ 総合政策課長

「市道の道路整備による地域内循環道路の創出」ということで、特に本市におきましては、昨年の合併によりまして、旧1市4町が一つの市という形になっております。それで、それぞれの地域でそれぞれ旧市道、旧町道の道路整備は図られてきたというふうに思っておりますけど、今後1市4町が一つになっておりますので、新しい地域内での循環道路の創出というふうに記述をしておるところでございます。現実、年次計画で道路整備、また道路管理を行っていくものというふうに思っております。

○ 川上委員

今答弁されたことはわかるんですよ、言いたいことは。だから、創出というのが整備のことなのかね。この時期にどう完成させるということなのか、プランだけをつくらうということなのかね、その辺をお聞きしてるんです。明快にお願いできませんか。

○ 総合政策課長

今後計画をさせていただくということで御理解を願いたいと思います。

○ 川上委員

それで、今後の計画という場合、新市の一体感醸成ということですね、にも入ります。そうすると合併特例債使えるということになるんですか。

○ 総合政策課長

一応取り組む内容によりましては、合併特例債の適債事業となることも可能であるというふうには考えております。

○ 川上委員

最初に言って、後が続かないかもしれませんが、合併特例債のむやみやたらな活用というのは、やめた方がいいということをまず言った上で、地域内循環道路という点でいうと、思い当たるのは幸袋の自衛隊の前から相田、蓮台寺、大日寺、それから津原まで抜けて、八木山バイパスでひっついて、接続して、そして筑前大分まで延ばしたいという県道構想がありますね。蓮台寺の方でしょうか、自然環境を守る、地域のコミュニティー守るという点で批判も出ると、ちょっと困るということもあります。

それで、これについてはどんなふうにお考えなんですか。要するに計画中、工事中のところについて、これは創出の対象、やってるんだから、新たにつくるということではないということですかね。

○ 総合政策課長



今委員御指摘の道路につきましては、県の事業といたしまして、今現在取り組んでおるということで認識をしております。

○ 川上委員

創出、こちらが一々解釈せんといかんのですかね。わからん答弁されて、それはそういう答弁かなと解釈せんといかんのですか。創出の中にその道が入ってるかと聞いているわけでしょ。

○ 総合政策課長

答弁がちょっと不十分だったと思います。一応この総合基本構想、総合計画は予定でしたら平成19年度から10年間という中の計画でございますので、この計画の内容につきまして、今後現在取り組んでおる県事業に対しましても、まだ継続していくものというふうに理解しておりますので、この中に一般県道という中で位置づけられるものというふうに思っております。

○ 川上委員

道をつくることでいえば、庄内のむだ遣いの典型の三軒屋工場団地線というのがありますけれども、今とまってるんですか。それで、そういうのは論外として、地域内循環道路という場合、なぜその道が必要なのか、本当に必要なのかというのをよく研究する必要があると思うんですよ、新設する場合。病院間を走るだとか、目尾地域に二瀬から行く道はあるけど、路線もないでしょ。物が走ってないですね、公共交通機関は。何かそういう道をつくるだけが、道路、ハード面でつくるだけが地域間の一体を増すということではないと思うんですよ。

だから、そういう何ていうかな、ハードの角度も要ると思うけど、ソフトの観点も入れて、そして本当に必要なものを費用対効果も考えて、合併特例債のむやみな活用はしないで、経費削減に努めながら、こういうことを考えていく必要があるんじゃないかなということを書いたかったわけですね。これは指摘をしておきたいと思います。

それから下から2番目、「地域格差を生じない教育、福祉、保健、医療分野の施策・事業の推進」なんですが、合併からもう1年以上がたつんですが、地域格差を生じないという行政の公平とかいう言葉で、合併前にうたわれた言葉と違う現実が生まれてるところあるでしょ。つまり合併前はサービスは高い方にあわせて、負担は低い方にあわせていきたいということで出発したんだが、実はなかなかそうならない。大変な不満が地域の方々にあるということあるんですが、地域格差を生じないというこの言葉の意味、どういう覚悟があるのかお尋ねしたいと思います。

○ 総合政策課長

特に地域格差を生じない教育、福祉という部分では、現実平成18年度から取り組んでおります、小中学校間の環境整備、具体的に申しますと冷暖房あたりが整備されておるところ、まだ整備が済んでないところもございます。また、福祉関係を申しますと、保育所を初めとした施設のそういった部分もございます。平成18年度から、できるところから取り組みをさせていただいていっておるという状況で、早く市の一体感ということで取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

○ 川上委員

そういう方向ばかりならいいんですよ。ところが、例えば颯田の幼稚園の授業料1,000円引き上げたでしょ、4月から。これで行革ですよ、これでどれだけ市が増収になるのか、聞いたことありますね。それから、そういう状況の中で、庄内と颯田の幼稚園の送迎バス、有料化図るということで月1,000円取るというので、物すごい不満とか批判をどういうふうにしたのか知らないけども、アンケートだとかとって、乗る人は乗ってくださいと、乗らない人は乗らなくても結構ですよ、そういうような態度で今言ってるでしょ。市長も教育長も知ってるでしょ。今これまだとまっていますよね。そういうやり方の方は、今答弁がなかったんだけど、そういうやり方も地域格差を生じないという中のニュアンスの中にはあるのかどうかね。今後もしそういうことは行革だからやるというようなことなのか、その辺の存念を聞かせてください。

## ○ 企画調整部長

ここで記載しております「地域格差を生じない教育、福祉、保健、医療」という部分で記載させていただいておりますけど、先ほど担当が答弁いたしましたように、合併して地域の差がある部分がございます。その差を埋める、早く埋めるというようなことでの、こういう施策を講じていきたいと。

しかしながら、先ほどから、昨日から私、答弁させていただいておりますように、飯塚市の財政は極めて逼迫いたしております。こういういろいろな施策を講じる上で、まず財源確保という部分が非常に大切ではないかというふうに考えております。そこらあたりをしっかりと構築した上で、そしてこういうもろもろの施策を講じた上で、地域の格差が生じないような計画なり政策なり実現なりを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

## ○ 川上委員

今埋めると言われたので、サービスは高い方にあわせていくんだということをまず言われたんだけど、行革でどうなるかわからないよということなんですね、今の答弁はね。それで、行革論、今ここでやるわけいかないけども、行革の考え方なんですね。先ほどから言ってるように13万人、10年後、13万人と、人口が。その中で施策的に本当に重視していかないといけないというのが、この分野ですよ。

本当いうと格差を生じないとかいう文言はとらないといけませんね。安心して住み続けられる、満足していけるといって、あなた方、地域間競争に勝ちたいと言ってるわけだから、この分野で飯塚に、住むなら飯塚市と言っただけのようにせにゃいかんわけでしょ。域内の、市内の地域格差を云々するレベルじゃいかんわけでしょ。ここには物すごいお金かかりますよ。物すごいかわかりませんが、一定のお金かかるでしょ。あなた方、まだそこそこははっきりしてないと思うけど、だから行革を今やってる方向じゃない方向に切りかえないといけない。鯉田の工業団地のこととかいつも言いますが、このことを言って質問終わります。

## ○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を11時10分にさせていただきます。

休 憩 10:59

再 開 11:10

では、委員会を再開いたします。

川上委員の質疑を許します。

## ○ 川上委員

基本構想案の20ページに、地域別土地利用方針のくくりがあります。この関係、順にお尋ねしていこうと思います。

最初に、1番の森林・丘陵地地域についてであります。林業生産のことが書いてあります。本市のかけがえのない水源となっているとも書いてあるんですね。そこで、現在林業生産の現状、見通しはどうかなど森林計画、どうなっておるのか、御説明お願いいたします。

## ○ 農林課長

森林に対する行動指針を平成18年度に支所、本庁、担当職員にて飯塚市森林整備計画を作成しておりますので、飯塚市森林整備計画の概要から御説明申し上げます。

森林整備計画制度により、国、県段階で全国森林計画、地域森林計画の二つの計画が策定され、国有林、民有林における基本的な整備に対します考え方が示されております。これらの計画のもとに森林関連施策の方向性及び森林所有者等が行う伐採、造林の指針等を示し、森林の持つ多面的機能の発揮等が効率的になされ、市民生活環境が潤いあるものとなるよう、飯塚市森林整備計画を策定しています。

当計画につきましては、平成19年3月に策定しており、計画期間としましては、平成19年4月1日より平成29年3月31日までの10年間とし、5年ごとの計画の見直しを行

うものであります。

○ 川上委員

細かいかもしれませんが、林家と呼ぶんでしょうか、林業に従事されている戸数、あるいは労働者、従事者の数が今わかりますか。

○ 農林課長

労働者数につきましては、ちょっと資料がありませんので持ち合わせておりませんが、戸数につきましては5,455人です。

○ 委員長

農林課長、戸数、人数ともにわかりませんか。

○ 農林課長

本市の所有者はわかりますけど、森林所有者は先ほど申しました5,455人です。戸数、労働者につきましては把握しておりません。

○ 川上委員

恐らく林業を主な仕事とされている方は、随分減ってきておられると思うんですね。所有者の方々もかなり高齢化が進んでいる面もあるのではないかなと思うんですね。それで、総合計画の関係ですから、民有林の保全というのが水源の涵養だとか、それから産廃など汚染から水源を守るという点からいっても、非常に大事ではないかなと思うんですが、民有林の保全については、どのような支援が今されていて、今後どういう方向に向かおうとしておられるのかお尋ねします。

○ 農林課長

森林整備計画の中の目的といたしまして、国産木材消費低迷の経済林的な森林整備から環境保全的な要素の強い森林整備に変更しており、木材販売を目的とする資源循環林を減らし、環境保全的位置づけの森林と人との共生林や土砂流出防止等の防災を目的とした水土保全林をふやすこととしております。

そういった中で、民有林の保全につきましては、補助金等によりまして間伐、植栽等を推進しているところであります。

○ 川上委員

今度平成の大合併で、いわゆる森林が多い過疎地とも呼ばれるようなところが集まって、中心市街地の中心都市とも合併したということもあるでしょうけど、合併したところが多いですね。そういうところでは森林を保全したり、それから林業を育成したいというための予算が国のレベルから大幅に削減されてきて、これから先、森林は荒れていくのではないかと、日本全国的なことですけどね、心配がされております。

そういう状況の中で、本市がきちんと森林計画を持って保全、それから林業育成という観点持つことが非常に大事だと思うんですが、その上、もう一つの観点として防災、急傾斜地とかもいろいろあると思うんです。その防災の観点からは、どういう取り組みが行われるのか、行おうとしておられるのかお尋ねします。

○ 農林課長

先ほど申しましたように、環境保全的位置づけの森林と人との共生林や土砂流出防止等の防災を目的とした水土保全林をふやすこととしております。

○ 川上委員

だから、それをどう守っていくのかということなんですね。

○ 農林課長

保安林としての位置づけで、伐採を禁止するといった方向づけをしていきたいと思っております。

○ 川上委員

伐採のときに道をつくらないといけないかということも、もちろんあるかもしれませんが

けど、これ以上スーパー林道だとかいうことにならないでしょうけど、保全に努めていてもらいたいと思うわけです。

それから、整備方針の中に、下から3行目ですが、「保健休養の場としての施設整備と有効利用を図ります」とあります。私は有効利用の方はよくわかるんですが、保健休養の場としての施設整備、これはどういうことを考えておられるのかお尋ねします。

○ 農林課長

保健休養の場としての施設につきましては、森林と人との共生林として環境保全機能等維持増進森林537ヘクタールを位置づけており、施設整備計画につきましては、明星寺地域で24ヘクタール、庄内下区地域ではメタセコイアの森0.4ヘクタールを含む20ヘクタールを継続して生活環境保全林としております。

○ 川上委員

そうするとこれは例えば筑穂の三郡の中腹のサンビレッジ茜がありますね。何かそういうような大規模のものをつくるというような構想があるわけではないということですか。

○ 農林課長

現在はサンビレッジ茜と、それから八木山に1カ所あります。それから、庄内中区地域におきましてはキャンプ場、ログキャビン、遊歩道が整備されております。

現在のところは以上です。

○ 経済部長

新たにつくる計画は立てておりません。

○ 川上委員

それわかりました。それから、整備方針の下から2行目に、「中山間地域に合った農地の改良事業を推進」というふうに書いてあります。それで、農家の経営の危機が非常に深刻になって、耕作放棄が非常に続いている。それは平地の場合もあるんでしょうけど、中山間地の場合はずっと深刻ということだと思うんですね。それで、私は中山間地に対しては直接補償とか、そういう努力も細々と続けられておるんだけど、農地の改良事業、どういう規模のものをこの10年間やろうとするのかね。そのところをお尋ねしたいと思います。

○ 農林課長

森林・丘陵地地域におきましては、現在八木山、内野地区が基盤整備を終了しております。しかしながら、他の中山間地域におきましては、圃場が極小であり、排水性も不良であるため、農作業の効率化が図られておりません。また、この地域では寒暖の差があるため、良質な米や野菜等の農産物の収穫が見込めますので、森林・丘陵地域の土地利用の方針としましては、農地の改良事業を推進することとしております。

なお、農地の改良につきましても、地権者全員の承諾が必要とありますので、現在まだ行われていないところにつきましては、その点が苦慮しておるところであります。

○ 川上委員

私は、つまり中山間地の対策については、そういったことで農地改良が必要なところが当然あると思うんですが、同時に先ほど言った直接補償みたいな、ソフトといいましょうか、ソフト面からの支えがないと、せっかくハードで改良事業が進んでも、数年のうちに崩壊してしまうと、耕作放棄になりかねない、そういうようなことがあるんじゃないかと思うんですよ。だから、両方から中山間地の農業経営、農家をサポートしていくということが非常に大事になってくると思うんですね。その辺のお考えはいかがでしょう。

○ 農林課長

質問者の質問につきましては、恐らく中山間地域の農地所有者には、補助金をよく出すべきだという質問だと思います。中山間地域には、普通の平地地域と比較しましても、中山間地域特例の補助金が設けられております。そういった中で補助金を利用しながら圃場整備に充当す

るという方法が考えられると思います。

○ 川上委員

そういうことも必要なんですが、私が今言ったのは、直接補償のことだったんですね。こういうハード面だけじゃなくて経営応援ですよ、ソフトの分野での。そういうのを検討する必要があるんじゃないかというふうに言ったんですよ。部長、どんなふうですか。

○ 経済部長

先ほど課長が答弁いたしましたように、国、県あたりの中山間地域に対する補助金等を活用しながら、市といたしましても今後検討してまいりたいと考えております。

○ 委員長

次に、引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

次に2番、中心市街地地域についてお尋ねをしたいと思います。

中心市街地の空洞化問題、全国的にも深刻なんですが、現状認識、今本市においては中心市街地の空洞化、どのように進んでおると、どういう段階にあるというふうにお考えか伺います。

○ 商工観光課長

中心市街地の空洞化についてお答えいたします。

中心市街地につきましては、現在シャッターの閉められてる商店が多く見受けられ、また今まで中心市街地に居住を構えてる人たちも、車社会の到来により郊外に居住するようになり、中心地の空洞化が進んでいるというふうと考えております。

○ 川上委員

中心商店街ですね。それで、中心商店街を初め、中心市街地の問題は、本市については7.19を抜きには語れないと思うんですね。大水害を受けて急速な、全国的な傾向もあるんだけど、空洞化が進む心配はあったけども、水害の影響というのは、どういふふうにお考えですか。

○ 経済部長

7.19水害以降、災害融資ということで、融資をしながら商店街の立ち直りにいろいろ施策を打ってきましたけど、なかなか当初はよかったんですけど、日にちがたつにつれて、なかなか体力がもたないといいますか、シャッターをおろしてる店が出始めておりますし、返済につきましても滞ってる商業者がふえてまいっております。

○ 川上委員

あのときの商工関係の緊急の融資資金の10億円ですか、あれは非常に英断だったと思うんですね。ただその返済期間が来てるということで、滞りが出てるということで、次の新しい支援策が何か要るのかなと思いますが、それはわかりました。

現在の段階は、よく言われるようなシャッター通りの傾向が出ておるとはいえ、シャッター通りとまでは規定する必要はないと思うんですよ。

それから、壊滅というようなところを言われてる、全国の中、商店街あるんですが、そういう状況でもないですよ。それで、それは皆さん方の頑張りと同時に、地元の頑張りがあると思うんだけど、これを全面的に支援していく必要があると思うんですよ。

それで、そういう立場で考えてみたときに、整備方針の1行目に、「既存の文化施設等の有効活用により拠点強化を図るとともに」というふうに書いてあるんですね。これで拠点強化しながら、うるおいのある顔づくりということで、公園、緑地、河川等の緑のネットワーク化を図ると、この辺は少しわかりにくいのはわかりにくいんだけど、いずれにしても前段の方ですね、既存の文化施設等というところ、これは当然ながらコスモスコモンあたり、本町、東町、永楽の商店街のあのラインを考えるんだけど、この有効活用の有効性はどう評価されているかお尋ねします。

## ○ 商工観光課長

今委員が言われましたコスモスコモンやコミュニティーセンター及び嘉徳劇場も含まれると思いますけど、これらの文化施設の有効活用ということですが、毎年多くの観光客が訪れる筑前いづか雛のまつりは、コミュニティーセンターをメイン会場に観光客が各商店街の各会場を回遊しております。また、嘉徳劇場においても、恒例の全国座長大会開催時は、商店街アーケード内を役者さんたちがあでやかに練り歩く御練が行われ、多くの見学客が商店街に詰めかけており、商店街のにぎわいを生み出しているというふうに考えております。

## ○ 川上委員

そこで、嘉徳高校の跡地をどう利用するかということでは、旧飯塚市は非常に大きい岐路に立たされたことがあるんですね。あそこに大型店を置くのか、それとも今のように文化関係施設を置くのかということで、非常に激論もあったと思います。まだ西町にあった文化センターですか、まだ新しかったのではないかという指摘ももちろんあるわけで、その辺の検討は要るかもしれませんが、何を置くのかということについていうと、激論の後に今の文化施設を置くようになったんですね。この判断はどうであったと思われませんか。

## ○ 経済部長

現在、市が取り組んでおります文化学園都市には、一つの核施設として有効な施設ではないかとは考えております。ただ商店街につきましては、あそこに、もともと今委員おっしゃいましたように、商業施設のような話もございましたけど、その観点からいいますと、ジャスコが体育館近くに行ったというようなことで、まちなかの商店街が若干人通りが少なくなったというような認識もいたしております。

## ○ 川上委員

大型店というのは非常に影響が大きいですね。だから、大型店が進出すると、その中心商店街という点でいえば、中心商店街はその大型店の顔、姿にあわせて再編されていきますね。再編されていくんですよ。そして、その再編にかみ合わないところは淘汰されていくんですね。これは全国の傾向ですよ。

そして、再編されたところも苦境に陥って、テナント料が払えないとか、そこ自身が、大型店自身が後退していけば、張りついておる、業態変更も含めて、再編された人たちも苦しんでいくということになってきてるわけですよ。そうなってくると大型店は今度は撤退するんですね。だから、大型店の進出撤退というのは、10年、20年ぐらいで、長くても20年ぐらいで決断しますでしょ。

だから、せっかく地元の商店街がお金を投資して、人的にも子供さんたちも後を継いでくれとかいう話をして、店を維持するのに、大型店が一方的に撤退ということになると、せっかくそれにあわせて再編して苦労しておるのに、それ自身がただめになるという、そういう特質があると思うんです。

だから、私は、ほかに議論もあるかもしれませんが、あの地域に大型店を置くのではなくって、文化施設を置いたというのは、文化振興という点からも、それから中心商店街振興という点からでも正解だったと。これ私は自信持っていていいのではないかと思うんですよ、市としてはね。

そこで、なぜこんなこと言うかということ、この方向は向かっていると思うんですよ、整備方針は。ところが、行政が一体として確信を持った、その方向へ向かっているかということ、そうでもないと思うんです。旧市民プールを建物ごと売ったでしょ、トライアルに。このトライアルの地域小売商店に対する影響の大きさというのは、シミュレーションとってないと思うんですけど、実感的にいうと相当な打撃ですね。そればかりでなくて、周辺にもいろんな大型店が郊外に進出してきてるわけですよ。でも、トライアルというのは重大ですね。

それで、トライアルが果たしている社会的責任というか、利便性とか、そういうものを勘案

してみても、行政があそこに集積しようとしていた方向とは違う状況が生まれてるわけですね。ここには行政の首尾一貫性のなさというのがあらわれているんじゃないかと私、思うんですよ。

国は行革だ、市有地は売って、それで金が足りない分を何とかしろという、そういう方向でいうんだけど、今後そういうような整合性のないやり方というのは、改める必要があるんじゃないかと思うんですけど、これは経済の方の観点から、まず答弁してもらったらと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○ 商工観光課長

改正されました中心市街地活性化法、都市計画法、大規模小売店舗立地法では、新規の大型、大規模集客施設の郊外立地を規制する等、新たなインフラ整備の必要となる郊外の拡大を抑制し、中心市街地に大規模集客施設、公共公益施設を誘導し、コンパクトなまちづくりを推進し、町中のにぎわいを回復させることを基本理念としております。

御質問の大型店誘致についてでございますが、国の定める中心市街地活性化策の一つであります。市といたしましては、その他の方策についても、商業者を初めとする関係者皆さんと十分な協議を行い、法の趣旨に沿った実効性のある活性化策を策定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 川上委員

財政の方、何か考えがありますか。市有地を売らなきゃならなかったという理由があるんでしょうけど。

#### ○ 財政課長

旧市民プールの跡地につきましては、目尾振興計画との関連もありますけど、市民プールを目尾地域に整備した、その跡地については、売却してその事業の財源に充てるということで、全体の財政見直し、その中に入れておりましたので、売却ということで進めさせていただきました。

#### ○ 川上委員

だから、そのときの、市長、そういうことなんですよ。だから、市有地を売る、売ったらだれが買うか、そこにどんなものができるかと。それが今、市が進めていっている施策との関係で、どういう影響が出るかというのは、少なくともこの問題でいえば無頓着だったと思うんですよ。危惧する方が中にはおられたかもしれないけど、政策的には何のこともない。ぽんと売ったわけでしょ。

だから、こういうことなんですよ。国も少し反省するところがあって、中心市街地の空洞化解消という努力を始めておるんだけど、大型公共事業またやろうという面もあるかもしれせんけどね、あるんだけど、地元の自治体で統一的な、この方向での認識がきちんとしていなければ、それに逆行するような、矛盾するようなことが、現実的には行革の名のもとで行われていくという危険性があります。

そこで、参考までに聞きますけど、ゆめタウンが年商300億円目標で飯塚に進出したいというふうに言ってたんですね。その基本構想図を私、見ました。飯塚地域の年間小売の販売額は900億円ぐらいでしょ、多くても。そういう状況の中で商圈を京築だとか福岡に近いところまで考えて、広くは考えてるんでしょうけど、飯塚につくろうというわけですから、その目標が300億円というわけですよ。物すごい打撃、打撃というか影響ですよ。一たん進出したら、しばらくは営業するでしょう。こういう非常に重大な構想をゆめタウン・イズミは持っておった。

そこで、こういう構想がほかの業者というか、大型店も持っているかもしれんわけですよ、複数の。だから、飯塚の市街地につくるというんじゃないんですよ。200号線、201号線バイパス、あの沿線につくろうという話でしょ。だから、10カ年計画の中で、我々検討する上で認識を持っておかないといけない。

そこで、市の方にゆめタウンの方から進出についての打診だとか説明とかいうのはあったかなかったかお尋ねします。

○ 企画調整部長

そういうお話は聞いた、お話を聞いた記憶はあります。しかし、正式にそういうテーブルに着いて、そして市と協議というようなことはあっておりません。

○ 川上委員

市長、余り深く質問するつもりはありませんけど、ゆめタウンの方から、あるいはその他の大型店舗、郊外進出したいという話があった場合、この中心市街地、中心商店街振興という観点から、どういう態度をとられるかお尋ねします。

○ 経済部長

大型店舗の立地の話は、先ほど言われておりますように、うわさではいろいろ聞きます。ただまちづくり三法が11月から施行されます。そうすると1万平米以上の商業施設は立地できません。そういうところから、我々としたしましては、きのう兼本委員さんの質問に答弁させていただきましたように、まちづくり会社を今探しておりますけど、協議会を立ち上げて、今年度末をめどに協議会をつくって、基本計画を策定してやっていきたいと考えておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○ 川上委員

それで、今部長が言われた方向というのには、いろんなこれからのハードルがあるんでしょうし、地元との関係でも考えないといけないようなマイナス面もあるかもしれない。しかし、全体として動機としては中心商店街空洞化解消という方向に向かうわけでしょう。こういうときに例えば900億円、正確でなければ訂正してもらっていいんだけど、900億円弱といひましようかね、の小売販売額に対して、単純に300億円を対比するわけいかなひとは思ひけども、それぐらいの規模を考えてるところも構想があるというのであれば、事実関係を、市としてまだお話があつてませんかというんじやなくつて、どう考えておるのかというのを先に聞きに行つていいんじやないかと思ひんですよ。市はこういう構想で行こうと思つてると、おたくはどういう考えなんですかというのを確認したらどうですか、ゆめタウンだけじやなくつて、ほかのところも、いかがですか。

○ 経済部長

今委員言われますように、こちらからアプローチすると、向こうが期待を持たれるし、確かにこの地域、まだまだ雇用の面から考えますと、そういうような雇用の場の確保ということも十分検討していかなくちゃいけないと思ひますけど、先ほどから答弁させていただいておりますように、まちづくり三法に基づく中心市街地の活性化基本計画をつくるのを今担当部署で取り組んでおりますので、今年度末を目指してまちづくり会社等を探しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思ひます。

○ 川上委員

ちょっと意見、指摘をしようと思ひるんだけど、900億円の300億円ですよ。できませんつて言うけども、10月末までに手を打てばできるわけですよ。施行前に。言われたように、企業誘致というじやないですか。あそこはボタ山削るほど金がかからないわけでしょう。整備する、何十億円とか金かかりませんよ。地元、自分でやるでしょう。それで、4,000人とか言つておるんですよ、雇用が。本当かと思ひるでしょう。それから、税金もいっぱい入れますと言うんですよ、地元自治体には。あなた方が考えているとおりのことを言つているわけですよ。

ところが、例えば雇用の問題でも税金の問題でも言うとお、旧飯塚ではバブルが飛んで以降、十数年の間に小売商店が3分の1減つているでしょう。ですから、プラス・マイナスが多少あるので、本当に廃業、倒産したところももっと多いんですよ、3分の1以上廃業、倒産しているわけですよ。そこで失われた働く場、それで失われた税収というのは相当が額ですよ。



4,000円とかいう数字になるかどうかわかりませんけど。

だから、本当にそれがメリットかどうかということも考えてもいいわけですよ。そういう宣伝しているわけですから。

だから、市はこう考えているんだよと。おたくたちはどういう考え方をしてるんかというのを聞くことによって、期待を持たせるとかいうふうにはならないと思うんです。

だから、まず事実関係を、私は、市長がいつもトップセールスと言われるけど、これは売話じゃないと思うけど、どう考えておるのかと。ひとつ生半可なことじゃないですよ、中身的には。やっぱり市長自信が乗り出して事実関係を把握しておく。どう判断するかはそれからかもしれませんが、把握するということが大事だと思うんです。そのことを指摘して、この質問は終わります。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

同様に三法関係のところでございます。20ページの中心市街地活性化の整備方針の中に「中心市街地活性化法、都市計画法及び大規模小売店舗立地法などの主旨に沿って商業施設を計画的に誘導し」とございます。その点についてちょっと詳細にお教えてください。

○ 都市計画課長

一般的にまちづくり三法と言われておりますのは、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の三法の総称でございます。この三法の改正の影響はということでございますが、都市計画法の改正におきましては、都市の秩序ある整備を図るために、都市計画区域内にございます床面積1万平方メートル以上の大規模集客施設の立地が可能な区域をより限定する規制の見直し、それに新たな地区計画制度の創設、準都市計画区域制度の変更、公共公益施設につきましても開発許可が必要とした開発許可制度の見直し、その他都市計画制度の整備を行うことなどが定められております。

次に、中心市街地活性化法の改正によりまして、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充などが講じられることとなります。

以上のようなことから、市街地の無秩序な拡大を防止し、規制市街地の高質化を図ることによりまして、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を送ることができるコンパクトな都市づくりの実現が都市計画の方針とされておりますので、これらの方向性や施策を検討していきたいと考えているところでございます。

○ 江口委員

コンパクトシティというお話がございました。昨日も話の中で上がっていたわけですが、国並びに県はこちらの方向でいきたいという。飯塚市としてもこの方向で施策を進めるという理解でよろしいですか。

○ 都市計画課長

今、委員の言われましたとおり、その方針でやっていきたいと考えております。

○ 江口委員

これは経済部としても同じとして理解してよろしいですね。

○ 経済部長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

わかりました。私も同様に考えております。ぜひしっかりやっていただきたい。

その中で、「商業施設を計画的に誘導し」とございます。その中で、じゃあこの中心市街

地地域といっても、これはかなり広くございます。その中でどのあたり、こういったところという部分を、もう少し狭い範囲で示せるものならば示していただきたい。またあわせて、その誘導のための手法。「計画的に誘導し」というわけです。そのための手法としてどのような法的な規制とか、そういった言葉をつくって、使ってやっていかれるのか。その2点お聞かせください。

○ 都市計画課長

都市計画の手法でいきますと、今は福岡県の方で広域拠点ということで、飯塚市におきましては、新飯塚駅前の商店街の市街地、それに旧飯塚の市街地が拠点となっております。今後、福岡県の立地ビジョンに合せましたところで中心市街地の方へ誘導していくと、開発を誘導していくということでございます。

○ 江口委員

場所についてはおおよそお答えいただきました。その手法についてお答えいただけますか。

○ 経済部長

先ほどから何度か答弁させていただきましたけど、協議会立ち上げまして基本計画を策定してまいります。その中で検討してまいりたいと考えております。

○ 江口委員

誘導するには、ほかのエリアに対する制限が出てくるわけですね。こっち側という話になるわけですから。そこで使える手法というのはどういったものが対象になりますか。

○ 都市整備部長

規制の方式でございますけど、一応現在の飯塚市の都市計画では、その方式、強く規制するというふうな都市計画になっておりません。現実的には、それで、それをやはり中心市街地に誘導するということになれば、やはり中心市街地の活性化策を考えた中で誘導していくといった形になろうかと思えます。

○ 江口委員

現在としては具体的な手法はそうそうないんですけど、それに合わせてこれからやっていくという理解でよろしいですね。

○ 都市整備部長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

ありがとうございました。

あと1点です。新市建設計画ですね。こちらのときには「幹線道路沿道にサービス商業施設を計画的に誘導し」という文言が入っていたんです。中心市街地地域ですね。ところが、今回総合計画の基本構想になったときには、この言葉がなくなっている。その変化というのは、この三法の考え方、コンパクトシティという、それを含めてこちらの方に飯塚市としても考え方を変えていこうというののあらわれてという理解でよろしいですか。

○ 経済部長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

ありがとうございます。

あと1点だけ。商業施設、計画的に誘導しようにも、そこにマーケットがないと、お客様がいないと、それは成り立たないわけです。そのところについてはどういった手だてという部分を、簡単に結構ですからお教えいただけますか。

○ 経済部長

先ほどから何度も答弁させていただいております基本計画、この中でも当然まちづくり会社等が入ってきまして推進していくわけでございますので、その中で検討したいと思っております。

すし、この近辺に大型商業施設がございます。直方にしろ、久山にしろ、そういうところに行っている飯塚、この地域の方をこちらの方にとどめるような形での計画も立てていかなくちゃいけないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

では、暫時休憩いたします。再開を1時とさせていただきます。

休 憩 11:59

再 開 13:00

○ 委員長

委員会を再開いたします。

川上委員、質疑を許します。

○ 川上委員

21ページの3番、北東田市街地地域についてお尋ねいたします。整備方針の下から3行目に、本市における生涯学習に関する情報発信機能も整備を推進しますという記述があります。ここの意味をお尋ねします。

○ 総合政策課長

申しわけございません。この地域は、旧庄内町、旧穎田町の全域を含む地域でございます。生涯学習に関する情報発信機能整備につきましては、本地域では生活体験学校、そして、町民の森総合文化センターなどと、そういう記述の中で、全国的に先駆けました生活実践、そしてユニークな生涯学習施設、また福祉施設などがございます。特に本市におきまして、生活体験学校を中心にした生涯学習の情報発信機能を十分に果たせるものということで記述をしております。

○ 川上委員

そうすると、この機能整備ということなんですが、具体的にはどういう機能整備になるんですか。

○ 総合政策課長

この教育施設でございます生活体験学校を中心にいたしまして、生涯学習の先駆けた実践、そういう内容を実践を通しまして各生涯学習の新しい試みとして紹介をしていく、要するに情報発信ということのとらえ方をしております。

○ 川上委員

新しい施設をつくって、そこに例えばIT機器をたくさん整備して、あるいはケーブルテレビみたいなものを敷設して、相当お金がかかったりすることはないかということを知っておるんですけど。

○ 総合政策課長

そういうような機能という意味合いではございませんで、実際に生涯学習活動を通じた情報発信というふうな意味合いでございます。先ほど委員御指摘されましたOA機器等のことは考えてはおりません。

○ 川上委員

わかりました。その下2行なんですが、このようにあります。「また、県営都市公園筑豊緑地を核とした健康増進機能の充実を図るとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、市民の健康づくりの一役を担う施設整備等を図ります」と書いてますね。

それで、私の問題視から先に言った方が答弁が出やすいと思いますので、健康づくりの一役を担う施設整備等というふうにと読むと、私はすぐ目尾地域振興基本計画、破綻した健康の森公園事業のことを思うわけです。それで、もしや破綻した残りの部分をここのところで何とか手当てしようなどと考えてあるのではないかと思うわけです。その辺はいかがですか。

○ 総合政策課長

委員も十分に御承知と思いますが、一応県営で進めております都市公園筑豊緑地という施設、本当にすばらしい施設が充実されております。その施設を中心に市民の健康づくりの一役を担うというふうに思っております。また、この地域、旧庄内、旧颯田は保健センター等々の保健、福祉等々の機能も十分にございますので、それも総合して今後の市民の健康づくりの一役を担うと、そういう表現をしておりますので、今のところ委員のおっしゃるような新しい事業というのは計画を想定していないということでございます。

#### ○ 川上委員

そうであれば、ここのところの記述は少し再検討した方がいいんじゃないですか。こう書いておるんですよ。筑豊緑地と核としたと書いておる。健康増進機能の充実を図ると書いておるんですよ。とともに、健康、医療、福祉の連携を図りということなんですよ。だから、ここにいろんな保健、医療、福祉の機能を集中するつもりかというふうに思われませんか。

ちょっと今から想像しがたいことだけど、中心市街地の空洞化解消という方針を今出しているわけやから考えられないことだけど、10年前には西町の保健センターを目尾に持っていかうだとか、そういうことを考えてたんですね。それから、市民プールは目尾に行ったわけですよ。目尾の人たちも地元の方は使いにくいわけですよ。そういう山奥にこの健康、医療、福祉にかかわるところを集積しようとしたわけですよ。おかしいでしょ。今から思えば。それをまたこの庄内でやろうとするのかなと思ったわけです。そうでないというのであれば、ここのところはこういうふうにはわからない書き方やなくて、もう少し簡潔に既存の何々をどうこうするとかいうふうにストレートに書かれたらどうかと思うんだけど、その辺はどうでしょうか。

#### ○ 企画調整部長

ここで表現しておりますのは、新たな施設を建設するとか、そういう意味合いでございまして、現在ございます既存の施設、これを有効活用していきながら、いわゆる市民の健康づくりの一役を担うというような表現でございまして。おっしゃいますように施設整備等々という表現が入っておりますけど、ここらあたりはもう先ほど申し上げましたように、新たなものを建てるということじゃなくて、既存の施設を有効活用を図っていきながら、その中にはやっぱりどうしても維持、修繕という部分ができてこようかと思っております。そこらあたりの意味を含めましたところでのいわゆる施設整備というふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

#### ○ 川上委員

じゃあ、ちょっと文言整理を要望して、この質問を終わります。

それから、4番、いいですか。南西田園地市街地地域、これは主に旧筑穂町を含むところだということなんですけど、全体的な位置関係わかりますけど、ここのところの記述ですね。現状整備方針については、飯塚市過疎地域自立促進計画筑穂地域策定いたしましたね。これとの関係は、整合性はどのようにしておるのかお尋ねいたします。

#### ○ 総合政策課長

本構想は、御提案しておる構想案は、飯塚市の上位と、上位計画という中身でございまして。そして、昨年12月に議会の方にも議決をいただきました過疎自立促進の計画につきましても、その筑穂地域における過疎計画の整合性、十分にとらさせていただいておるものでございまして。特に過疎計画の場合は、やはり国が示しております自立促進の法律の中で過疎事業を展開する位置づけとしておりますが、整合性はとらさせていただいております。

#### ○ 川上委員

私も詳細に検討ができていないんですけども、一番大事な人口の動向はどうかということなんですけども、基本構想の方では、最初の2行で福岡都市圏のベッドタウンとして人口の増加が見込まれる地域だというふうには書いてます。その程度というのはどの程度かというのは別にあると思うんだけど、自立促進計画の方では横ばいということになっているんです

よ。どうしてかという、JR福北ゆたか線沿線を中心とした住宅地開発に伴い定住人口は増加すると思われる。これは一致しているんだけど、同時に、一方で少子化による人口減により総数は横ばいと思われるという評価なんですね。それは増加という場合でも、急激な増加ということではなくて、微増ということでしょうから、余り大きい影響はないと考えられたのか、その辺はいかがでしょうか。

#### ○ 総合政策課長

先のフレームの中でも触れましたように、市全体といたしましては、予想人口、約10年間で8,000人ほどの減少が見込まれる中で、いろいろな施策をもって13万人という御提案を申し上げておるわけでございます。そして、その一部でございますこの地域、旧筑穂町地域になってまいります。この地域も施策等を全く考えなければ、やはり減少傾向というのは予想ができるところでございますが、そういう地理的な特性、有利性等々を生かし、目標人口の中でもこの地域は横ばい、言葉的には横ばいとしておりますが、実質プラス的な要素が強い地域だというふうに認識をしておるところでございます。

#### ○ 川上委員

わかりました。それで、この4の整備方針の下から2行目に、「JR駅とそれに連続する既存市街地の一体的整備推進」と書いてあるんですね。交流拠点の形成を図るとも書いてます。これ筑穂町は4つJR駅がありますけども——筑穂町じゃないですね、筑穂には4つJR駅がありますけど、特に筑前大分駅、申しますと、先ほどから言ってます自衛隊の前からの県道ですね。最終的には筑前大分駅のところまで延びるように計画はなってますでしょ。なってませんか。わかる人、どなたか。

#### ○ 建設部長

一応お尋ねの路線につきましては、県道大分線のことと思いますが、一応大分駅まで県道は延びていく予定でございます。

#### ○ 川上委員

今度コミュニティバスですけども、穂波のバスを大分駅まで接続したでしょ。今後営業路線バスが入るかもしれませんが、将来ですね。いずれにしても、これ筑前大分駅付近というのは交通の便のよいところになっていくと思うんです。それで、そういうことが予想されるところで、既存市街地の一体的整備推進というイメージはどういうイメージでおられるのかお尋ねいたします。

#### ○ 総合政策課長

今、おっしゃいましたJRの大分駅付近、本地域、JR篠栗線の福岡都市圏の飯塚市の方の玄関口というふうなことも言えると思っております。それにつながる既存市街地の一体的整備ということを進捗するというところでございますので、この地理的な特性を生かしまして、交通の拠点の形成も図っていかねばならないと、そういうふうに考えております。

#### ○ 川上委員

1行目には現状のところこう書いておるんですね。これちょっと細かい話ですけど、福岡都市圏の玄関口というのはおかしいでしょ。筑穂地域は福岡都市圏の玄関口というふうになってくると、福岡都市圏に所属しているという認識になるでしょ。福岡都市圏の玄関口。だから、飯塚への表玄関口とかいうふうに言うんだったらよくわかる。いずれにしても、そういう位置づけなんですね。

そうすると、既存市街地の一体的整備を計画的に環境問題とか地域の方たちと十分な合意納得を通じながらやっていくということになるんでしょうけど、あそこに大分小学校の跡地があるんですよ。例えばの話してますよ。あります。これを今普通財産として管財が持っているんですかね。担当してるんですかね。ちょっとお尋ねします。

#### ○ 管財課長

管財課長です。おっしゃるとおりでございます。普通財産として管財課の方で管理いたしております。

○ 川上委員

そうしますと、この土地については、現在、市の方針としては放出というか、売却目録に上がっているんですかね。売却対象になっているんですかね。

○ 管財課長

売却可能地域となっております。

○ 川上委員

それはいつごろ決断するつもりですか。

○ 管財課長

現在、昨年のちょっと資料を持ってきておりませんが、8月に旧大分小学校跡地の検討委員会を市役所内で立ち上げております。今、それを行政目的で使えないかどうかというところまで判断いたしておりますので、もう少し時間がかかると思います。

○ 川上委員

それで、私はその検討状況はいいんだけど、先ほど言った旧飯塚の旧市民プール跡地のように、こちらでこういう政策をしておるのに、そこに売却すればそちらの方向性と矛盾するだろうと思われるようなところにも平気で売却するということがあったこと先ほど指摘しましたが、例えばこういうところをもうとにかく売却ということになると、この一体的整備推進というのが難しくなると思うんですよ。

だから、今行政財産に切りかえることも含めて検討中ということなんですけど、いずれにしても、ちょっと個別のことで恐縮なんですけど、直ちに売るといようなことはやめた方がいいだろうと思うんです。よく地元の方ともよく相談して、市全体の計画の中で活用を図ると。そのままにしておくということも活用かもしれませんけど。それはちょっと指摘をしておきたいと思います。

それから、交流拠点の形成というのがあります。これはどういうイメージなのかお尋ねします。

○ 総合政策課長

この地域、福岡都市圏への、特にJRの方の御指摘は受けましたが、玄関口という地理的な利点性がございますが、新市全体で見回しますと、中心市街地からはやはり周辺地域になろうかと思っております。そういう地理的な位置づけの中でも、やはり交通的な利便性等々、これからそういう地域の交通の利便性が伸ばされる地域というふうにも思っておりますので、今後の方針の中で交流拠点の形成も見据えた中で推進していきたいと、そういうことでございます。

○ 川上委員

その交流拠点なんだけど、何の交流拠点ですが。例えば、何でもないと言われればそれまでですが、例えば文化交流の中心地域にしたいとかいうことなのか、とにかく車がいっぱい集まるところにしたいということなのか。JR駅、先ほど言ったように4つあるわけでしょ。そして、総合支所が上穂波駅のすぐ横にあって、がらあき状態というわけでしょ。施設は新しい。何かそういうのも含めたような立体的な交流、拠点と言わなくてもいいと思うんだけど、そういう交流拠点を形成するという発想なんです。それとも大分駅の周辺だけというような発想なんですかね。

○ 総合政策課長

この中で現状にも記述しておりますように、筑穂町、特に内野宿、昔の長崎街道の内野宿等々、すばらしい史跡、旧跡等がこの地域にございます。そういう今後の飯塚市のやはりお客様を呼び込むための大きな一つの資源というところでもございますし、先ほど申しました地理的、特に交通の今後発展が見込まれる地域ということもございます。それと、また特産品等々

も今後力を入れて、また、それだけの能力のある地域とも思っておりますので、そういうふうな一体的な交流というふうに考えておるところでございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

#### ○ 芳野委員

今いろいろ答弁を聞いておりますけども、「4番目のベッドタウンとして人口の増加が見込まれる地域です」という文章がありますけど、それに対しての質問、質問に対して答弁が施策を講じれば増加します。やらなければ横ばいか減少ですという答弁です。大体どうなるか聞いていてわからないわけですよ。基本構想だから、具体的な施策までは言わなくても結構ですが、方針はきちっと示してもらわないと、何のための会議をやっているかわからないのではないですか。

ちょっとお尋ねしますが、この横に筑穂町が持っておりました土地開発公社の土地が6万坪前後ありますけども、これはこのベッドタウン化する中の構想に入ってますか、どうですか。

#### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:26

再 開 13:28

委員会を再開します。

#### ○ 企画調整部長

今、委員さん御指摘のところも、十分に私の方で調査研究させていただきまして、それ以外も適地がないかという部分も十分に調査させていただきまして、そして今後検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 芳野委員

それ以外の適地はないかと今言われましたね。それ以外の適地はないです。

何でここまで言うかという、この大分駅周辺で今ここ2年ぐらいで戸建の家が、持ち家ですけど、建ったのはほとんどないんですよ。何を根拠にこの人口の増加が認められるって書いてるのか、それを聞きたいんですけど、余り聞いてもあれだから。今そういう市の土地なら割とやりやすいだろうと。そういった点で、皆様が御協力いただいて、新しい、いいまちになるように頑張っていたきたいと思えます。以上です。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

（ な し ）

ほかに質疑はないようですから、第3章 「土地利用構想について」の質疑を終結いたします。

次に、第4章 「施策の大綱 1、人権が大切にされる個性ある市民主役の協働のまちづくりについて」、22ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています市場委員の質疑を許します。

#### ○ 市場委員

ちょっと質疑に入る前に、昨日の質疑応答にちょっとわからないところがあるんで確認していきたいんですけど、いわゆる人権推進の関係で、法律の中で社会的身分または門地ということで、これは課長が同和地区なんかを含んだこう話なんだということをやったんですけども、部長の答弁になったときに、回答がこちらの聞き漏れもあると思えますけれども、ちょっとわからないところがあったんです。

それで、これは憲法の――憲法論議するつもりはないんですけど、第14条のすべて国民は法のもとに平等であってというのがずっときているというのはわかるわけです。そして、その中で人種、信条、性別、社会的身分または門地によるというのがあるわけですよ。この中で常識的には日本で人種といった場合には、特に問題は在日コリアとか、アイヌの関係ですね。これ

がいわゆる人種で入ってきているんじゃないかと思うわけです。信条といった場合には、一般的に宗教という話ですけども、今では思想信条ちゅうような形の、いわゆる政治的な思想も含めて熟語的に使われていますよね。思想信条というような形で。性別ってというのは、あくまでもやっぱり女性の問題が主体としてあるわけでしょう。

その次に社会的身分またはってなったときに、社会的身分がやっぱり同和地区とか嫡出子と非嫡出子のいわゆる差別的な問題。生まれながらにして非嫡出子ということで、財産が少なかったですね。財産分与が。だから、そういうのがいけないというような形の判断でいいのかどうかをまず確認してから質疑に入りたいと思いますが。

課長と部長の答弁がちょっと統一してなかったんじゃないかなという印象を受けたもので、その辺をちょっと統一見解があったらお願いしたいと。

#### ○ 生涯学習部長

きのうの川上議員のお尋ねの件につきましては、法律的に、法的にそれがうたってあるのかということで、うちの人権同和教育課長が法律的にということの説明を申し上げたものですから、法的にははっきりしたそういう同和地区と。要するに社会的身分並びに門地についてイコール同和地区という法律的なものはございませんということをお願いしたわけでございます。

#### ○ 市場委員

そしたら、勝手に憲法上は入っているという解釈で本来の質疑に入りたいと思いますが、きのうも盛んに人権がかなり多く出過ぎているんじゃないかというような観点から質疑があったと思うんです。たしかにこの構想の中でも10ページ、15、22、27というふうにかなり出ているんです。その中でこれだけ出ていることはすばらしいわけですけども、もうそれもきょうも問題になったし、昨日からも盛んに出ている。いわゆる構想では出てるけど、実態が全然伴ってないという問題なんです。それも絵にかいた餅ちゅうような少しはあると思います。これはあくまでもまちづくりの理想を述べながら、少しずつでも実現していこうというんですけれども、乖離し過ぎていると思うんです。私の観点から言うと。

というのは、これだけ人権をうたって、基本計画でも市の最重要課題の一つとなっているんです。ところが、今まで例えば私たち庄内のことしか余り知りませんが、同和推進協議会というような形で、やっぱり必死になって地区懇談会とかやって、それも30数年やってきた中のそういったもんが、バサッとなくなっているわけですね、今年になって。これだけうたって、そういうのが何ですぐなくなるんかという、その意味がわからないので、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思いますが。

#### ○ 人権同和推進課長

合併前に1市4町に同和対策推進協議会がありました。それぞれに活動していた経緯はございます。目的は、旧飯塚市では人権同和問題の総合施策を目的としています。4町においては、人権同和教育の推進を図り、研修を啓発することを目的としています。同じ同和推進協議会でも旧飯塚と旧4町では内容が異なるため、未調整事項でした。そのため、平成14年度まではそのまま継続し、新市において調整することとしていました。補助金については、早急な調整を進めるため廃止したものであります。今後は旧市、町の取り組み状況を考慮し検討していきたいと思っております。

#### ○ 市場委員

再起動させるということですか。

#### ○ 人権同和推進課長

いま申しましたように、旧飯塚市の場合は総合施策を目的としてましたけど、旧4町においては研修啓発を目的としておりましたので、研修啓発の目的を状況を考慮し検討していきたいと考えております。

#### ○ 市場委員



そうやって言ったら、また話をきのうのまた話に戻したりせにやいかんようになるんですね。ちゅうのは、きのう委員さんから質問がありましたよね。今、差別があるんかないんかと。そしたら、答えんかったんですよ。それがわからないんですよ。ないならないで、何で答えんとかと。恐らく今現実にそういう大きな問題が起こってないんやないかなと思うんですよ。それで、何か起こってないと悪いみたいな感じの。差別がないんかって言ったら、答えんでしょ。ないならないでいいやないですか。今、幸いにしてありませんというか、今、差別事象は起こってませんと。これはそしたら何でかっちなったときに、私たちが活動ちゅうか、行政のいわゆるそういう地区懇談会とかそういう形の行政の活動の中でなくなってきてるんか、それとももう一般移行ですか、同和対策事業というのとはなくなったんで、もうみんながかえって無関心になって、もうほったらかしになってるんかというような。先の論議はあると思いますけど、その「ない」ということが言えんちゅうこと自体が非常に私おかしいと思うんですよ。恐らく何もやってないから言いにくい。やってたら言えると思うんですよ。今起こってませんということが。それが何か答弁ができないということが、私から言わせればやってない証明みたいな感じに聞こえるわけです。

だから、これはぜひ金もそんなにかからないんですよ。この同推の関係で金のかからない方法があるわけですよ。

だから、そういう観点から、もう一度名前が変わってもいいし、立ち上げてもらいたいと思います。その庄内のことでいいですよと、庄内は既に30何年間やってきたわけですけど、30周年ということで、同推の中で庄内町の差別の事象ということで本をつくったんですよ。ずっと今まで起こってきたことを。だから、ちょっと飯塚の人は、余り部数つくってませんので、事が事だけに。それで、そういうことで、いわゆる今後やっぱりそういうことを起こさないためにもということを含めてつくったんですね。

その中に重要なことが一つあるのは、やはり自衛隊の採用の中で差別事件が起こったんですよ。いわゆる自衛隊に採用しないというような問題があって。これは皆さんも知ってあると思いますけど、ある政党なんかによれば、政党に所属した人は自衛隊採りませんよね。確実に。そこで、根本的に違うのが、自分の意思で政党なんかに加入した人と、生まれながらにただけでもう既に入れんという実態があったんですよ、昭和50年代か。それで、それはその冊子に載ってます、その実態が。そういうことも含めて、こういういわゆる活動をしているのが、これは町村の議員からの不満なんですけど、飯塚にないことで、ちょっとでも飯塚より出ちよったら全部切られてるといような、こうイメージがあるんですよ。飯塚でやっていることで一緒にやっているのについては、あるんやけど、それよりもちよっとでも出ちよるとは全部切られてるちゅうような、そういうイメージがありますので、これはぜひ復活させていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、課長。

#### ○ 人権同和推進課長

今申したとおり、今後は旧市町の取り組み状況を考慮し検討していきたいと考えております。御理解をお願いいたします。

#### ○ 市場委員

副市長、最後に一言締めてください。

#### ○ 企画調整部長

今、委員御指摘の分は十分にわかります。担当課長が申しあげましたように、それぞれやり方といいますか、1市4町でのやり方がそれぞれ違う部分がございます。平成18年度につきましては、そういうような形で踏襲しておりましたけど、平成19年度以降につきましては、もう一度内部で十分に調査させていただきまして、検討させていただきまして、そして、またどんなふうな形が一番ベターなのかということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

## ○ 市場委員

検討ということで、期待したいと思います。

最後に市長に要望したいんですけども、ぜひもう既に読まれているかと思いますが、同対審答申もう一度ゆっくりレクチャーも含めてしていただきたいなと思います。といいますのは、私たち最初に飯塚市議会になったときに、やっぱり市長が介護保険のことをわからんでレクチャーさせてくれちゅうような話をちょっと執行部の中で話されているのを私ちょっと小耳にその場で挟んで、ああすごいなと思ったんです。ぜひもう一回ゆっくり学習していただきたいということを要望して終わりたいと思います。

## ○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

## ○ 兼本委員

市民主役の協働のまちづくり、市民参画ということがこのページに大きくうたってあるわけですけど、御案内のとおり、飯塚市も合併によりまして広大な行政区域を有することになりました。この中でやはり住民と行政が協働のパートナーシップを形成して地域の特性を大切にしながらまちづくりをやっていくということが大事ではなかろうかと思うわけですけど、そのためには自治会というものが中心に私はなっていくんじゃないかと思いますが、担当原課としてこのまちづくりと自治会との関連についてはどのように考えているか、まずその点からお尋ねいたします。

## ○ 市民活動推進課長

自治会は住民の皆さんが自分たちの住んでいる地域をもっと住みやすくするために住民みずから組織された自主的な住民組織です。法律等によってその設置や加入が義務づけられているわけではありません。

しかしながら、地域社会はその地域住民の協力と創意工夫に満ちた自主的な活動によって維持されていることも事実です。自治会は住民相互の親睦を含めた地域的な共同活動を行うことにより、有形無形の良好な地域環境づくりを行うことを目的としております。住民によって自主的に組織されるとはいえ、地域社会を大きく包み込む包括的な組織であり、その役割は大きなものがあると認識しております。地域の皆さんが安全で快適な生活が送れるよう、地域の防犯灯の設置管理や地元公民館の建設、維持管理を初め、衛生自治会活動として拠点収集ボックス管理、子供会や地域の高齢者、障がい者への福祉活動、地区運動会などの地区公民館活動、学期末の小中学校校区の地域懇談会、春と秋の交通安全運動街頭指導、日本赤十字社の社員募集、共同募金、社会福祉協議会福祉活動、その他の地域住民の日常生活を円滑にするためのさまざまな活動の担い手として重要な役割を果たしていると考えております。

## ○ 兼本委員

今るる述べられましたように、自治会の役割というのは、行政にとっては非常に大きな役割であるということは今述べられたとおりです。答弁の中にありましたように、自主的な組織ということですので、これは法的に自治会に加入をしないとか何とかいうようなことは、もう当然法的には規制はされていないと。現状、合併後の飯塚市の自治会の総数とか何とかいう、それから、自治会の加入率とかいうのは、私は事前にお尋ねしてないからわからなければわからなくて結構ですけど、大体どの程度か、つかんでおればちょっと教えてください。

## ○ 市民活動推進課長

約280団体で、加入率は平均で80%となっております。

## ○ 兼本委員

今、自治会がそれぞれ住民運動会、それからいろんな地域で民生委員さん、それから福祉委員さん、そして、そういう中で自立を促進するための生き生きサロンの運営とか、いろんな意味で福祉、それから運動、それから、ある意味では自治会長さんは市報の配付とか、いろんな

意味で行政に携わってきているのはもう御案内のとおりなんです。

ところが、強制加入がないということですから、集合住宅、アパートとか、それから新しくできた分譲マンション等々の住民の加入率がいまいかなかなか進んでないと。自治会長さんたちにとっては非常にその加入促進のために苦労しているという声をよく聞きます。そのために行政としても何らかの応援をしていただいて加入してもらったらどうだろうかと。自治会長さんたちがそれぞれ個別に当たりますと、自治会に入っただけでどういう恩恵があるのと、どういうメリットがあるの、デメリットがあるのということを聞かれますと、メリットとしては情報を早く知れますよと。市報が配付できて、個別に配付しますよというようなもので、あとは住民運動会とか何とかにどんどん参加をしてもらうような案内をさせます、いろんな情報の伝達というのが一番の大きな問題であると。それから祭りに参加してもらうとか。そういうことでいきますと、別段入ってなくても余り関係ありませんねというようなことらしいですよ。

ところが、先ほど言いました外灯なんかは、自治会でお金払ってますから、自治会に入っていない人たちが通るときは電気消してやる、消した方がいいねというような話も出るみたいに、やはり加入してない人と加入している人の中でのやっぱり地域内でのやっぱりいろんな意思の統一ができてないということもあるわけですよ。

今から先、この構想に基づいて市民が主役での協働のまちづくりをやるということになった場合には、やはりこの自治会というものを抜きにしてはやはり考えられないのではなかろうかと思うわけですよ。自治会長さんとしては非常にその自治会の加入のために非常に頑張っているらしいんですけど、なかなかいまいその加入率が向上してない。行政として今後どういう形でこの加入率を向上していくのか。当然このまちづくりをやるためですから、1人でも多くの皆様の意見を聞くということは、一人一人の声を聞くということじゃなくして、やっぱり自治会を通じての声を聞くというような形にもなってくると思うんですけど。未加入の人たちの声はもう要らないよというわけにはいかないと思うんです。

だから、そういう意味では、やはり加入率を向上、アップさせるということは、大きな行政としての大きな役割ではなかろうかと思うわけですけど、その点、行政として今後どういうふうに取り組んでいく所存なのか、その点お考えがあれば、あなたのところは新しくできた課ですから、今からいろんな意味での幅広い検討課題があるかと思えますから、どういうお考えか、あればちょっとお聞かせください。

### ○ 市民活動推進課長

現在、自治会加入への案内につきましては、市民課において転入、転居届をされた折に自治会の御案内をしているところでございます。市民活動推進課といたしましても、自治会が公益活動団体としてどのような活動を展開されているのか等、市民の皆様に広くお知らせすることが重要なことだと認識いたしております。毎月発行されている市報、公民館報に地域で活動されている自治会などの公益活動団体の活動内容等の紹介記事を掲載することによって、重要性、また必要性を市民の皆様に広報啓発していきたいと考えております。また、ホームページに自治会の活動状況を掲載するなどして、市民の皆様方に広く案内していきたいと考えています。

また、自治会に対しましても、自治会に加入してもらうためにはどうしたらいいのかということについて、今後早期に総会や役員会などでの議論をお互いにしていく必要性もあるのではなかろうかなと思っております。

一般的に加入促進対策といたしましては、未加入世帯への町内会の必要性、自治会への必要性を話していく、また加入促進チラシを配付する、アパート、マンションの管理人への加入を促す等とありますので、そこら辺を今後検討していきたいと思っております。

### ○ 兼本委員

よその他の自治体では、分譲マンションなんかできるときには、その分譲業者にお願いして、購入される方には町内自治会に加入してくださいと。管理組合の規約でそういう自治会に入る

ということになれば、管理組合費の中から一括してマンションのところで自治会費を払うとかいうようなこともできるような形をとっているところもあるし、いずれにしても、賃貸マンションについても、賃貸アパートについても、不動産業者さんなんかをお願いしながら自治会に入ってもらおうよというお願いをずっとしてやってるらしんですよ。今、大体どこのアパートに行っても、どこがこのアパートは管理してますよというのは、大体看板立ってますから、見て回ればどこの不動産屋さんかということはわかると思うんですよ。

例えば飯塚市全域の不動産のそういうところを見て回ったとしても、時間かかるとは思いますが、不動産の業者の方がそんな何百ということおるわけありませんから、大体賃貸を管理している不動産屋さんはそういう不動産屋さんということで、大体もうまとまった形で管理してますから、そういうところにもお願いをしながらやっていくと。

そうしないと、例えば子ども会の行事には自治会に入っていないでもその子どもは入ってくると。子ども会の行事に入ってくると、やはり何か御土産として何らかの対価を与える。自治会に入っている、自治会費を納めている子どもも、自治会費を納めていない子どもも同じようにやっぱり自治会の役員としては同じように取り扱わなければいけないと。いろんな意味で、やはり入っているところと入っていないところの意識の差というのは、その町内の中であるらしいんですよ。だから、100%加入というのはなかなか難しいにしても、80%であれば、あと10%伸ばすとか、そういう形の中で、それから、自治会についても、今、自治会が280の中に自治会の単位が30のところもあろうし、100のところもあろうし、300のところもあると思うんですよ。だから、いずれにいたしましても、合併後でなれば、自治会もどういうふうに合併するのがいいのか、ばらすのがいいのかわかりませんが、そういうものも含めると思うんです。

分譲マンションでも既にもう自治会に入っている分譲マンションがあるのはあるんですよ。そういうところの管理組合では、もう管理組合が自治会費を全部一括で集めて、それで支払っているというところもありますので、そういうところのものを参考にしながら、やはりこの、ただ市民が主役で市民参画の協働のまちづくりという、いつも私はそればかり言っているわけではないんですけど、ただ文章で書くだけでなく、やっぱり幅広くの住民の声を聞こうと思えば、住民13万人全部にアンケートをとるとするのは難しいけど、自治会単位にとるんであれば、自治会会長さんがどういうふうな形でとるかは別問題としても、その280団体にとれば、大体住民のそういう声のとれたというぐらいの、やっぱり自治会組織というものは最低でも私は必要じゃなかろうかと思えます。

だから、そういう意味で、やはり自治会の加入促進、これは一課でやるというのはなかなか大変だろうと思えます。これは税金の徴収と同じで、やはり各課にやっぱりお願いしながら、例えばその地区での自治会長さんたちがその分譲の管理組合の組合長さんなんかをお願いに行くときには一緒に行くとか、そして、自治会のあり方については、こんなに大切なことなんですよと。私たちの声はこれを通じて行政に伝達できるんですよと。私たちのそれは苦情も言えるんですよというように、やはり幅広く認知してもらうことが私は大切だろうと思えます。そうしないと、掛け声だけで住民が、市民が主役何々といっても、一部の人たちだけの声を聞いても何もならないわけですから、やはり13万人の声を聞くということの原点に立ち戻るためには、私はそういうことも大事だろうと思えますので、あなたのところの部長はだれかね。（「都田部長です」と呼ぶ者あり）都田部長、一つ最後に決意のほどをひとつよろしく申し上げます。

#### ○ 市民環境部長

先ほど課長が言いましたとおり、十分委員さんの意見を酌んだところで、今後活動してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解お願いしたいと思います。

#### ○ 後藤委員

今の質問の中でちょっと確認したいのは、市営住宅と県営住宅ですね。ここら辺の加入率は大体100%なのでしょうか。

○ 市民活動推進課長

申しわけありません。資料は持ち合わせておりませんので、ちょっと把握しておりません。

○ 後藤委員

正直に自治会長が自分で出向いてからその市営住宅の住民に自治会に入ってくださいって言うてあるわけなんです、市営住宅。でも市営住宅というのは市が住宅のあつせんをするわけですから、何かそこら辺は市の方でできないかなと。県営住宅はちょっと別にして。

先進地の事例でいくと、住居の届け出、住民票の届け出したときに、あなたはどの自治会ですよと。できたらこういう活動がありますから自治会に入ってくださいという、窓口でやってるらしいんですよ、先進地は。加入率が、宮崎の方だったと思いますけど、95%ぐらいって言って、ものすごくパーセンテージが高いわけです。

やはり隣組会費までは要りませんが、やはり自治会費ぐらいまでは、やはり同じ飯塚の市民ですから、そこら辺は不公平感がないように、平等に市民で協働のまちづくりをしようとしたら何か施策を考えていただきたいと思いますが、要望だけで終わりますけど、そういう形で、市営住宅なんか正直に、これは市が本当は加入率を上げるのが一番じゃないかなと思いますので、調べてみて、実際にどのくらい加入されているものかを実態調査をしていただきたいと要望して終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を2時10分にさせていただきます。

休 憩 13:58

再 開 14:11

委員会を再開いたします。

江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

22ページ、第4章施策の大綱の中の人権の尊重についてでお聞きいたします。この文章を読む限りでは、2列目2行目以降、「人権教育啓発に積極的に取り組み、自分の問題としてとらえ、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進いたします」ですね。教育啓発については書かれてあるんですけど、もう一つ大切な問題解決については書かれてないわけです。ここ読む限りでは、上から下まで読んでも、どうしても知ってもらうこと、教育啓発、ここの分においしっかり頑張っていくと、なんですよ。他方大切なのは、実際に問題が起きたときに、それを解決していかないと、人はここで幸せに人権を守られた上で生きていけないわけですよ。その解決の部分についてどのようにやっていかれるのかお聞かせください。また、その部分を含みの書いているというつもりであれば、そういった形でお答えください。

○ 人権同和教育課長

本基本構想案の27ページの中ほどの(2)で、基本的人権が尊重され、だれもが平等に安心して暮らせる町の形成の項目でも示しておりますが、あらゆる人々の基本的人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまちづくりを基本に、すべての年代に対応する各種相談業務体制の充実、地域での交流の場の充実、安全で快適な生活が送れるバリアフリー化された施設設備など、すべての人に優しいまちづくりを進めるとともに、だれもが平等に安心して暮らせる町の形成を図っていくこととございます。

○ 江口委員

つまり、ここでは教育啓発としか書いてはないんですけど、きちんとその問題解決についてやっていくというふうな理解でよろしいですか。

○ 人権同和教育課長

したがいまして、啓発活動のみならず、あらゆる問題が発生した折には、啓発活動とそれと平行して、一つ一つの人権問題に対し、関係各課と連携をとりながら問題の解決に向け検討してまいりたいと考えております。

#### ○ 江口委員

今お話の中で、教育啓発と平行してというお話ございました。やもすれば、教育啓発の一環としてとかというふうな表現をしがちですが、今その平行してと言われた部分が非常に大切なんだと思っています。片方では教育啓発をきちんとやる。その延長に問題解決があるんだなど。それと平行してきちんと問題解決をやっていくというふうな形でぜひやっていただきたい。

そのための相談体制というものが大切になります。各課を横断してというお話ございました。やっぱりそれぞれの人権問題に対して、その相談をする場所が果たしてどこに相談していいかわからないと思っておられる方々がいっぱいおられると思います。こういう問題があるんだけど、どこにお話をしにいったらいいんやろうかね。もしくは、相手とお話をする。行政とかかわり合う中で、一部との問題があるとしますよね。そうすると、そこだけ話をする、先方はある意味、逆の立場にある。きちんとやっていると思っている。こちらの市民の方々はその担当の考え方にちょっと違うと思っている。そこの行司がいないわけですよ。それを含めたところでぜひやっていただきたい。

というのは、さまざまな問題の中でそれがとれているところもあります。虐待とかに関しては、児童虐待ですね。あれはいろんなところが、児相、警察、そういったところが関連しながらケース会議等を行ってやっていますですね。そういった仕組みがあらゆる人権の部分でつくられることが必要だと思っています。ぜひそのところをやっていただきたいと思いますが、それについてはどうでしょうか。

#### ○ 人権同和教育課長

先ほども答弁いたしましたように、やはり啓発活動のみならず、平行して関係各課と連携をとりながら問題解決に向け検討してまいりたいと考えております。

#### ○ 江口委員

今は教育委員会の方からのお話をいただきました。市長部局としても同様というふうな理解でよろしいでしょうか。

#### ○ 人権同和推進課長

市長部局としても同じような考えでおります。

#### ○ 江口委員

ぜひその点をしっかりやっていただきたいと思います。そうやって問題解決がしっかりされていくなれば、本当にここに住んでよかったと。相談した、ちゃんと動いてくれた。ある意味、第三者的な部分も入っていただいて、問題を解決していただいたと思うと、ああこうやって相談するといよいよっていう話をほかの方に言っていただけでしょ、その体制を事前に整備して、「こうやってここに相談してください。そうすると、これこれこういう方々が一緒に考えます」という説明があると、さらにもっと気楽に相談できる点があるかと思います。ぜひその点の努力をお願いいたします。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

#### ○ 川上委員

私は22ページの1番、人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり、市民参画、人権の尊重、男女共同参画の推進という項について質問をしたいと思うんですが、委員長、この中にあります人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、そのものを資料として要求したいと思うんですが、取り計らいをお願いします。

#### ○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できませんでしょうか。

○ 人権同和教育課長

提出させていただきます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員からの要求がありました資料については、要求することに御異議ありませんでしょうか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

それでは、川上委員、どうぞ。

○ 川上委員

この項で特に私が質問したいと思うのは、最初の4行であります。この中で、当局から提供していただいたこの人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、これが中核的な問題があるわけです。

それで、最初に全体的な意味合いを当局に説明を求めようと思うんですが、その前に一言だけ私の認識を言いますと、最初の1行半でちょっと重大な問題があると思うんです。つまり、基本的人権がすべての人々に尊重、私は「保障」だろうと思うんですが、されるようにというふうに言うておきながら、後段からは、この基本的人権の問題を人権問題というふうに小さく絞っているんですね。しかもここで言う人権問題というのは、この基本構想の全体を通じていいますと差別と。これは重大な問題ですよ。だけど、基本的人権が差別の問題だけであるかのように読める。しかもそれに同和問題をはじめとするというふうに書いてるわけですから、これほど基本的人権を小さくとらえてる文言はないだろうと思うんですよ。そのような問題意識を述べた上で、この4行についてどういう認識を持って、こういうことを展開されているか、説明を求めます。

○ 人権同和教育課長

お手元にお配りしております人権教育啓発推進法の第5条で、地方公共団体の責務があります。その中で、地域の実情を踏まえ施策の策定をしなければならないとあります。それにより、都道府県別におのおの重要施策が盛り込まれています。福岡県といたしましては、同和問題の解決を県政の重要な課題と位置づけております。同和問題を最重要課題として位置づけていますのは、2003年6月に策定されました福岡県人権教育啓発基本指針第4章分野別施策の推進の中でも1番目に取り上げております。1996年の地域改善対策協議会意見具申にも述べてありますが、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、すべての人の基本的人権を尊重する。人権教育啓発を積極的に推進することが必要となり、本市といたしましても、同和問題は我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる問題であり、最重要課題であると考えております。

○ 川上委員

あなたはそれが最重要課題であるというふうに言うんですよね。飯塚市がそういうふうに言ったということになるんですが、百歩譲ってそうだとすると、そのことが基本的人権全体を代表するわけにはいかない。こういうことを思うわけです。

既に御承知のように、先ほど名前も出ておりましたけれども、1965年に同対審答申が出ておりますね。そして、1969年から33年間、3つの時限立法を通じて、2002年3月31日をもって国は同和行政を終結いたしました。その理由について大臣談話だとかいろいろあるんですが、当時総務省の地域改善対策室が3つ理由を述べてます。これは改めて人権同和推進課になりますでしょうか、紹介してください。

○ 人権同和推進課長

3つの理由について御説明いたします。1、特別対策は、本来時限立法的なもの。これまでの莫大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化。2、特別対策法をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。3、人口移動が激しい状況の中、同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難。(2)として、地方単独事業の見直し。地対財特法の有効時限到来という同和行政の大きな転換期に当たり、地方単独事業のさらなる見直しが望まれるというのが文章であります。

○ 川上委員

それで、飯塚市が行政として認識を持たなければならないのは、同対審答申に基づく同和行政は終結したんだと。この認識をあなた方がきちんと持つ必要があると思うわけです、まず。そして、国としてはさまざまな問題があつて、資料提供があつたこういう法律をつくつたわけですよ。この法律の問題についてはまた後ほど述べますけども。福岡県はこの国の流れとは別の次元で、つまり地域改善対策、ハード事業、それから個人給付、そういうことを5年間続けるということを決めたわけでしょ。それが今年の3月でもう終わっているわけです。それで、この経過について、市の方で、違うよということがあれば聞かせてください。

○ 人権同和推進課長

今議員の言われているのは、県の事業が終わったかどうかということでしょうか。県の事業は終わっております。

○ 川上委員

そしたら、ちょっと長目になって申しわけなかったんですが、私が国の事業、それから福岡県の流れについて述べたことについても基本的にそのとおりだという認識だと思うんですが。

それでは、ちょっと文言に入りますけど、この1行目ですよ。「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して学校や地域などで」というふうに書いてますね。この「など」というところがあると思うんですが、これ具体的にはもう少し正確に言ってもらえると、どういったところになりますか。

○ 人権同和教育課長

「地域などで」というのは、旧4町でもとり行ってまいりましたが、地域懇談会等の研修のことでございます。

○ 川上委員

法律に基づくというふうが続けて言っているわけですから、法律に書いてあるわけでしょ。

○ 人権同和教育課長

学校及び職場、地域、あらゆる機会を通して啓発活動をしなければならないということです。

○ 川上委員

もう少し正確になりませんか。今何と言われましたか。

○ 人権同和教育課長

学校、職場、地域、あらゆる機会を通して啓発活動をする。

○ 川上委員

だめだ。もうそういう適当な答弁はだめです。さっきから言っているでしょ。「法律に基づいて」と、あなた言っているわけでしょ。議員にも資料配つたじゃないですか。3条じゃないんですか。ちょっと確認しますよ。

○ 人権同和教育課長

失礼いたしました。国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場を通じて行うということになっております。

○ 川上委員

だから、3条なんですよ。学校、地域、家庭、職域、その他さまざまな場を通じてという。



すごいでしょ。ここでは「など」でくくっているんですよ。つまり、家庭、地域、こういうのをさまざまな場を通じてというのを「など」でくくっているんですよ。どうしてここを聞くかという、職域のこともありますけど、家庭のことなんです。今から聞こうとするのは。先ほど庄内の同和対策推進協議会補助金のこととか、廃止になったことが言われましたけど、2005年、合併前ですけど、4月19日に、当時庄内町教育委員会は庄内小中学校の子供の発言を差別発言だと決めつけて、住民センターにおいて学習会をしたんです。この同和対策推進協議会のメンバーというのは、町内会代表、婦人会、商工会、それから保育所、その他学識経験者、部落解放同盟代表2名、合計34名ということなんです。行政の代表も入っているんですよ。ここでいろいろやったんだけど、これ踏まえて教育委員会、学校当局に8つの要請を出したんです。その6番目がこういうんですよ。差別発言者の継続的指導と家庭との連携を図り、家族ぐるみの人権学習を深めるとい、長期にわたってその子供と家族、人権学習を深める、こんなことを教育委員会が学校に要請しているわけですよ。そこで、教育長にちょっとお尋ねしましょう。行政は継続でしょうから、今も長期にわたる見守りやっているわけですか。

#### ○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:35

再開 14:36

委員会を再開いたします。

#### ○ 学校教育課長

継続的に今も指導は行っておりません。

#### ○ 川上委員

家族ぐるみなのというのはもうできなかつたということですよ。しようと思っても。当たり前でしょ。それで、この言葉からは現実的にどういう事態が生まれるかということ、こういうことが生まれかねないということなんです。これは憲法が保障したした内心の自由を侵す行為です。これは人権に反してますよ。そういうことがこの中に堂々と含まれているわけです。

それから、市民一人一人が自分の問題としてとらえるというのがありますよ。これはどういう意味ですか。

#### ○ 人権同和教育課長

「市民一人一人が自分の問題としてとらえ」ということでございますけども、一人一人が相手の立場に立って物を考えたり、相手に対して優しい心遣いでありますとか言葉遣いでありますとか、すべてそういうものを市民一人一人が感じていただきたいと。

#### ○ 川上委員

さっきから言ってるんだけど、ものすごく重要なところなんです、それをちょっと思い込みとかさ、勘とかで答弁したらだめですよ。さっきから文章自身が「法律に基づいて」と言ってるじゃないですか。この法律との関係では、今私が言ったところはどういう意味を持つのかということをお願いするんでしょ。あなたが言ってるのは、法文とは全然違うことを言ってますよ。

#### ○ 生涯学習部長

先ほど言われましたこの人権教育及び人権啓発推進法の中の第3条に、基本理念等がうたわてございます。先ほど川上委員が言われております「市民一人一人が自分の問題としてとらえ」というところの解釈でございますけども、国民がその発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを会得することができるような多様な機会の提供と、効果的な手法の採用、それから国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならないというところで、それぞれ国民一人一人が自分の問題としてということ解釈をいたしております。

○ 川上委員

ですから、市民一人一人が自分の問題としてとらえと、柔らかい言葉になってるけど、体得せよって言うてるわけです。体得ってわかりますか。それで、あなた方言ってるのは、そのために自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進する。この自発的な啓発活動っていうのはどういうことですか。非常に難しいと思いますよ。

○ 人権同和教育課長

そのことでございますけども、地域主催の懇談会のことでございます。懇談会の開催でございます。

○ 川上委員

まあ、それも一つということでしょうね。啓発という言葉は非常におこがましい言葉なんです、実は、本当は。わかっている者がわかってない者にかけてやるという話でしょう。だから、啓発っていうのは、こちらがこちらに働きかけることなんです。働きかける側が自発的に啓発とかいうのは難しいんですよ、これ、本当は。だから、これは市民が主役というのともまた大分感覚が違うんだけど。まあ、それはちょっと置いといて、その中の一つ具体的なものとして懇談会があるということですね。この自発的な啓発活動は非常に難しいんだというふうに言いましたけど、ここは踏み込んで審議をするつもりはないですけども、総合計画の14ページを見ますと、人権同和学习参加者数というところがあります。目標達成指数というのがある。部長、あるでしょう。それで、現状が11,095人と書いてあります。14ページですよ。それを、総合計画、それを目標13,000人で書いてあるじゃないですか。自発的な行為を求めながら、行政が1.3倍の目標を求めていってるわけでしょう。これは何か自己矛盾感じませんか。自発的啓発とは違うんじゃないですか。

○ 人権同和教育課長

一人でも多くの方に参加していただき、またこういうところで人権教育懇談会等がありますとかいう呼びかけもたくさんしながら、一人でも多くの参加を呼びかけていきたいと考えておりますので、目標値を1万3,000人と定めております。

○ 川上委員

市民の方がこれを目の当たりにしたら、現状でも押しつけがましいと地域では言われているのに、まあ喜ばれはしないと思います。

それで、続けますけど、この自発的活動を行う環境づくりというのを書いてるんです。環境づくりを推進する。この環境づくり推進なんですけど、どういうことを考えているんですか。

○ 人権同和教育課長

各自治会におきまして人権同和推進委員を本年度からお願いをしております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 14:46

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

そこで、この環境づくりというのも私は大変な危惧を持ってるんです。この法律では、多様な機会の提供とか効果的な手法の採用とかあるんです。実はさっき答弁の中で、江口委員に対する答弁の中で、問題がそこそこ生じたときに関係各課連携をとって対応をしてみたいということでしたかね。問題解決図りますということなんだけど。これから先10年間の間に子供が、庄内で起きたような発達過程にあるわけですから、勉強過程の中でわからない言葉を使ってみたりとか、それを差別事象だととらえられることがあるかもしれない。そうした場合は、庄内の場合は人権同和推進協議会か、対策協議会か、がそういう確認会、学習会をしていくと

ということなんだけど、今までの旧自治体を含めた経過からいえば、部落解放同盟が確認会をしますね、そして学習会をする、昔は糾弾会って言ってたんです。部落解放同盟は今でも糾弾権を自分たちは持っているというわけです。そこにあなた方は行政の補助的役割をお願いして、そして補助金まで多額渡し続けてきた。今のままではこれからも渡そうとしているわけです。そうすると、この確認会だとか学習会というのが、この多様な機会の提供、効果的な手法の採用、こういうものの中に入っていくことはないですか、否定できませんか、そうじゃないと。確認会とか糾弾会とか、飯塚市としては関与しないというふうに言えますか。答弁求めます。

○ 人権同和教育課長

糾弾会は、運動体が行ってきたものでございまして、学習会は、平成17年度の件数だけしか把握はしておりませんが、これは教育事務所管内で5件あっております。この学習会は行政主導のものでございます。委員がおっしゃいます糾弾会のものにつきましては把握をいたしておりません。

○ 川上委員

あのね、そういうことを聞いてないでしょう。そういう動きのときにあなた方は関与しないかと、しないと言わないかということを知っているんです。現状を聞いてないでしょう。

○ 人権同和教育課長

行政の責務として教育啓発推進法に基づき推進してまいりたいと考えております。今御質問にありましたものにつきましては、行政としては関与をいたしておりません。

○ 川上委員

いたしておりませんじゃなくて、今後のことを知っているんです。今まで関与してきた。どうして関与したかっていうと、行政が糾弾を受けてるわけだからですよ。ずっと行政が糾弾を受けてきたじゃないですか、どこでも。関与するとかしないとかという話じゃないですよ。行政の責任が全部問われてくるんですよ。子供が発言した、落書きがあった。行政は何をしてたんだと。そういうことじゃないですか。だから、ここで書いている環境づくり、この中には解放同盟などによる糾弾というのが、手法の問題として入り込んでいる可能性がある。あるいは危険性がある。糾弾会、部落解放同盟の糾弾会だとかいうのは認められませんよ。糾弾権とも言うんですけど、これについては国が見解を出してますね。糾弾権というのが認められるかどうかと、部落解放同盟の。これが環境づくりの一環というふうには考えてると思いますよ。こういうことを書くとそういうふうになります。国が部落解放同盟名指しで、糾弾権は認められないんだってということを言ってるところがあるでしょう。紹介してください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:53

再 開 15:02

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

先ほどの川上委員のお尋ねの件でございますけれども、平成元年8月4日付におきまして、法務省人権擁護局総務課長名で糾弾会についての通知が出ております。その中で、基本的な当局の見解といたしまして、基本的な問題点ということで、ア、イ、ウと3点、当局の見解が述べられておりますので、朗読をさせていただいて、説明にかえさせていただきたいと思っております。

まず、基本的な問題点でございますけれども、ア、確認・糾弾会は、いわゆる被害者集団型数の威力を背景に差別したとされるものに対して抗議等を行うものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、またその性質上、行き過ぎて非糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。

イ、確認・糾弾会においては、被糾弾者の人権擁護に対する手続的保障がない。すなわち、

被糾弾者の弁護人的役割を果たす者がいない以上、被害者集団が検察官と裁判官の両方の役割を果たしており、差別の判定機関としての公正・中立性が望めず、何が差別かということの判断をはじめ主観的な立場から恣意的な判断がなされる可能性が高い。

3点目のウでございますけども、被糾弾者には、確認・糾弾会の完結時についてのめどが与えられていないと。反省文や決意表明書の提出、研修の実施、同和問題、企業連絡会等への加入、賛助金等の支払い等、確認・糾弾行為を終結させるための謝罪行為が恣意的に求められ、これに応じることを余儀なくされるというような内容の見解が示されております。

#### ○ 川上委員

この法務省の通知は、4番まであって、解放同盟が主張する糾弾権というのは法上認められないんだということまで判例を使って明らかにしているわけです。したがって、ここで書いてある4行というのは、この間の同和行政と部落解放同盟の行政に対する干渉、それからさまざまな問題です。道を開く危険性は極めて高い。なおかつ、先ほども言ったように、基本的人権を同和問題に狭めてしまう危険性を持つくだけりです。このことと、表題の「人権が大切にされ、個性ある市民が主役の協働のまちづくり」とはかみ合わないばかりでなく、これを破壊することにもつながりかねない。したがって、私は総括でも申し上げるつもりですけども、ここは削除するか大幅に書き直しが必要になっておるといふふうに思うわけです。

以上、指摘してこの点についての質問を終わります。

#### ○ 委員長

ほかに質疑はありませんでしょうか。

( な し )

ほかに質疑はないようですから、人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくりについての質疑を終結いたします。

次に、2、簡素で効率的な行財政基盤を持つまちづくりについて、22ページの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

これについて通告を出しておったんですが、総括の方で整理をして述べたいと思いますので、質問したいと思いますので、これ取り下げたいと思います。御了解をお願いいたします。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

ほかに質疑はないようですから、簡素で効率的な行財政基盤を持つまちづくりについての質疑を終結いたします。

次に、3、魅力と夢をつくる活力ある産業のまちづくりについて、22ページの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

産業の振興というくくりです。最初の方で企業誘致のことが書いてあります。企業誘致の概括的な到達をどういふふうに評価するのか、大事なことだと思うんですが、お尋ねいたします。

#### ○ 産学振興課長

企業誘致の効果につきましては、先ほど委員の質問の中にも触れられておりましたが、過去の企業誘致の効果、どのようなものがあつたかという御質問でありますので、平成14年度からの5年間の具体的な数値等を用いまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

平成14年度から平成18年度までの5年間で、企業立地セミナーへの参加、企業誘致アドバイザー業務委託や工業団地管理など、企業誘致推進に充てた予算額は約4,600万円、年平均約920万円となっております。このほかに、誘致企業に対し固定資産税相当額を3年間補助する企業立地補助金として約8,000万円、年平均約1,600万円を支出いたしました。

次に、雇用等の企業誘致の効果につきましては、過去5年間に新規に市内におきまして操業を開始しました企業は4社で、その雇用者数は478人となっております。一定の雇用の促進が図られたというふうに判断をいたしております。そのほかの企業誘致の効果といたしましては、新たに工場等を設置し操業を開始した場合には、企業立地に対する優遇措置として固定資産税相当額を3年間補助することとなりますが、4年目以降につきましては、企業誘致の固定資産税が実質増収となっております。また、その工場で働きます従業員の方々に納めていただく市県民税や企業の法人税など市税収入の増加につながりまして、市の収入財源の確保に効果があったと考えております。

#### ○ 川上委員

もし、教訓的なことを引き出してあるんでしたら聞かせてください。

#### ○ 産学振興課長

今までの企業誘致等にかかわる教訓的な部分ということでございますが、先ほど申しました企業誘致の目的につきましては、御説明いたしましたとおり雇用の増加、それから市税等いわゆる財源の増加、それと関連産業の立地等が上げられますが、過去の企業誘致に対する教訓といたしましては、雇用の増大につながる企業等が立地したにもかかわらず、一部その操業が止まったという例もございますので、そうした教訓等を生かしまして、今後の企業誘致活動に生かして取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○ 川上委員

その教訓はまた別の機会にもと思うんですが、深めなければならんと思うわけです。

次に、中心商店街の問題についてお尋ねいたします。23ページの上の中ほどに、商業についてはと書いてあったのを「魅力的な商業機能確保のため市街地活性化によるにぎわい空間の創出」と書いてあるんです。中心商店街についての対策は、にぎわい空間の創出ということになるんです、ここでは。それで、これ自身もソフトとハードのこともあると思うんですが、もう少し市がすぐできることで、関係者の方に大変喜んでもらえることがあると思うんです。それは何かというと、研究してもらいたいんですが、商工融資の場合の条件緩和なんです。何のことかということ、税の完納条件なんです。これがあるために、本当にお金を借りなければならない、借りたいという人が、分割にしてるとか、分納制約要求するでしょう。そういう状況になって、本当に必要な人が借りられないという状況なんです。先ほど水害対策のときに10億円投入して対策とったと、そのときは英断を下したんですね。その効果はやっぱあったでしょう、どうですか。

#### ○ 経済部長

水害のときにつきましては、固定資産税の納税証明書の添付は免除いたしましたけど、あの場合につきましては特殊な場合でございましたので、現在は、普通どおりの制度融資につきましては税の完納証明書はいただいております。もちろん我々制度融資につきましては、税というんですか、貸すお金が税金をもとに貸しております。そういうことから、税は完納していただきたいという考えで、今そういう制度でやっております。ただ、市長のマニフェストにも書いてありますけど、借りやすいような、中小企業者が借りやすいような制度ということで、現在いろんな面から検討をさせていただいております。

#### ○ 川上委員

2つ言おうと思うんですけど、一つは、今もう商店街、中心商店街だけではないですけども、中小企業者が置かれている状況をどう見るかということなんです。確かに水害というのはひどかったですよね、もちろん。しかし、今の中小業者、商店業者を襲っている事態というのは、まあそれにも決して引けをとらないぐらいの状況でしょう。総合計画審議会でもかなり強めに何とかしてもらいたいって発言がありましたね。近くのお店にも行ってみましたが、やっぱりちょっと心配です。一気にという気配も感じないでもないです。これに大型郊外店が来

たらということで先ほど言ったような質問もしたんですけど、そういう危機認識の問題が一つと、それから、税の問題です。確かに税を原資にして貸すから、そういうことなんでしょうけど、借りたい人に貸すから商工融資なんでしょう。借りたくない人に貸す必要ないからですね。借りたい人が置かれている、貸すのが目的の資金なので貸せるように改善すると、で、ずっと貸出件数減ってるんじゃないですか。ここは少し考えた方がいいと、今考えているということでしたけど、ぜひ借りたい人が借りられるように工夫してもらいたいと思います。何かありますか。

○ 経済部長

先ほどから答弁しておりますように、借りやすいような制度で現在研究しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 川上委員

それから、各地区商店街の活性化を支援というふうになっています。これは具体的にはイメージ的にどういうふうな手法をとろうとされていますか。

○ 商工観光課長

お答えいたします。市におきましては、毎月開催される商店街連合会の運営、企画会議その他各種会議に毎回担当者が出席し、商業振興策などについて商店街の皆さんと話し合い、集客のためのさまざまな取り組みを実施してまいりました。今後も経営相談を行っている商工会議所、商工会と連携を密にして、商業者の経営基盤の安定を図っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

私は中心商店街対策もそうなんですが、特にこの各地区商店街の活性化というのは相当力を入れていくことになると思うんです。それからいうと、私は商工観光の部門の予算とスタッフ、拡充する必要があるんじゃないかと思うんです。職員はとにかく減らすんだという方向を今とっているんですけど、やっぱりそれ自身も見直して、必要なスタッフを養成もするし人も配置するというふうにしなればなかなか実現しない。かなりプロ的な力が要ると思うんです。経験の蓄積も要ると思います。それは意見として述べておきたいと思います。

それから、ここまでで、企業誘致から農林業からずっと見てみまして、一つ共通する特徴がある。この中にやっぱり中小企業、まあ皆中小企業なんだけど、中小企業を縦糸で振興させていくという基本的な物の考え方です。この中に、どれでも中小企業ですよと言えばそれまでなんだけど、とにかく中小企業を徹底して支援していくんだという考え方です。国の政策の中にも中小企業対策というのが太い軸があるわけですから、いろんな施策があるはずですよ。だから、この中小企業という縦糸をきちんと押さえる必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。これについて何かお考えがありますか。

○ 経済部長

市内の地場企業につきましては、ほとんど中小企業、小規模事業者ですが、現在推進しておりますトライバレー構想につきましては、地場企業の活性化、技術の高度化等が背景にありまして、それに基づいて産学官連携等4つの柱をもとに取り組んでおります。さらにトライバレー構想の推進を図って中小企業の支援等行ってまいりたいと考えております。

○ 川上委員

ITだけではなくてそういう観点でやってもらいたいと思います。

次に質問したいのは、この項の下から5行目に、5行目からの3行なんです。23ページです。こう書いてるんです。「また、勤労者福祉に関する周知や勤労者の余暇活動の場と機会を提供することに努めるとともに、同和問題、女性・高齢者・障がい者・外国人など困難を抱える人々の雇用確保と就業しやすい環境の整備を促進します」とあるんです。これは、このくくりは、産業の振興ということなので、雇用の確保と関連があるんだけど、ここに雇用を書く

のかなという気もするわけです。しかし、私が今から質問しようとするのはその中身の問題なんです。困難を抱える人々の雇用確保と就業しやすい環境の整備・促進、これは具体的にはどういうことを考えておられるんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 22

再 開 15 : 23

委員会を再開いたします。

○ 経済部長

ここに困難を抱える人々の雇用の確保と就業しやすい環境の整備を促進しますということでございますが、若い人から高齢者までいろんな方が働けるような雇用の場を確保するとともに、企業さんに対しましては障がい者の方を雇っていただけるような施策をとっていただくよう、企業さんに対してもそういう呼びかけを行っていくというようなことも含めましてこういう記述をさせていただいております。

○ 川上委員

ここはわかりやすく考えるために、飯塚市がというように考えてみたわけですけども、例えば障がい者の場合であればわかりやすいですね、法定の雇用率達成義務があるわけですから。それから女性の問題もわかりやすい。高齢者についても直接雇用ということはないかもしれませんが、ありますよね。いろんな形で市の仕事をしていただくということがあります。外国人の方の場合はどうでしょうかね。この同和問題というのがわからないんです。その同和問題で雇用確保と就業しやすい環境の整備を促進すると、どういうことになりますか。

○ 後藤委員

委員長、議事進行。

○ 委員長

後藤委員。

○ 後藤委員

人権問題とか同和問題という部分を何回も追求されてるみたいなんですけど、総括質疑がありますので、その中でやっていただけるように委員長お取り計らいをお願いします。

○ 委員長

川上委員、今そういうお話がありましたように、最後の総括のときに人権問題、同和問題、お伝えさせていただいてよろしいでしょうか。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 26

再 開 15 : 29

委員会を再開いたします。

○ 人権同和推進課長

同和問題を抱える人々の雇用の確保ということなんですけど、なぜかということなんですけども、同和問題など困難を抱える人々の雇用の確保とは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき施策の総合かつ計画的な推進を図るため人権教育啓発に関する基本計画が策定されております。その中で、各人権課題に対する取り組みで同和問題については、雇用主に対して就労の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図られるよう指導、啓発を行うこととなっており、雇用の確保と環境の整備を行いたいと考えております。

○ 川上委員

それで、雇用の確保と環境の整備という手法について心配があるわけです。例えば、京都市は有名ですね。市役所に同和枠の採用選考が長年にわたって続いておる。これは部落解放同盟からの推薦で職員を採用していくわけです、公然と。同和問題で困難を抱える人々の雇用確保

と就業しやすい環境の整備という言葉の中に、飯塚市がそういうことを採用するような可能性、余地を残しはしないかという心配をするわけです。これはないと答弁できますか。

○ 人事課長

新市におきましてまだ採用試験はいたしておりません。ただ、旧飯塚市、ここにおきましては自治振興組合の全県的な統一試験に参加しておりまして、公平公正な採用試験をいたしております。申されるような同和地区出身者の方優先的に入れるというような形での選考採用はあっておりません。他自治体についても同様であるというふうに認識をいたしております。

○ 川上委員

まあ最後にしましょう。今まではそうでしたでしょう。だから、こういう文言が産業の振興のところで入ってくるのはなぜかと思うんだけど、こういう文言が入ってくると、京都とか大阪とかで行われているような事態が起こらんとも限らんわけです。これは公の仕事を公正にやっていると点からいっても、全体の奉仕者ですから、そういう立場でやっていると点からいっても、また部落問題を固定化させない、完全に解消していくという点からいっても、そういうことになると大変なことになるわけです。今はそういうことないんだからってということなだけで。ということは、こういう文言があっても絶対市役所そういうことをしないと、最後に述べてくださいよ。今そうじゃないというだけじゃなくて、これからはしない、と。

○ 人事課長

合併協議の中でも新市における職員採用、これにつきましては統一試験です。先ほど申しましたこれに参加をして実施を行うと。そして、面接試験と公平公正な試験採用を行うということにいたしております。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

3の魅力と夢をつくる活力ある産業のまちづくりということで、産業の振興ということになっておりますけども、まちが活性化するには炭鉱跡地の有効利用ということであってあります。具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、一緒に、実は炭鉱がなくなりたくさんの年限がたっておりますし、いろんな法律も消えておりますけども、各地に炭住とかが残っております。現実に今地権者なりが故人になってしまっていて、基本的に放置家屋とか倒壊家屋とかいう形になっております。また、そういうところにおいてはやはり高齢者の方が多いとかいうことで、たくさんいろんな弊害とか、また緊急自動車等、また火災等たくさん問題が残っております。それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○ 総合政策課長

市内の各地に炭鉱跡地が遊休地として残されております。この跡地は有効利用により本市の産業振興や住宅環境の整備など、定住人口の確保に大きく貢献するものと考えております。市といたしましてはこの跡地を基本的に民間による開発で有効利用を図っていただきたいというふうに考えております。しかし、条件を整えば市の施策としても工業団地造成等も推進してまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

それと、もう1点の炭鉱住宅の今後のあり方についてでございます。炭鉱住宅につきましては、改良住宅整備を進めてまいりましたが、まだ各地に炭鉱住宅が残っているのも実情でございます。その住宅は、現在所有者が企業のものであったり、また個人の所有のものなどさまざまな形態がございます。所有者の責任におきまして住宅の改善等しなければならないというのが基本的な考えと思っております。市といたしましては、その実情の把握に努め今後の課題にしていきたいというふうに考えます。

○ 委員長



引き続き八児委員の質疑を許します。

#### ○ 八児委員

済みません、もう一度お願いします。

それでは、実は農林関係になると思いますけれども、飯塚ブランドの存在ということで、私余りわからないもので、それについて教えていただきたいし、筑穂牛とかいうのは食べたことはありますけども、あとなかなか食べる機会が少ないということで、そういう販売についてどのような状況になっておるか。また今後飯塚ブランドが増えるのかどうか、発展的というか、あるのかどうか、そういうのを。また、現在飯塚は観光地化という形で本当にたくさんの方がみえるようになっておりますので、そういうものにタイアップして、そういうものが幅広く世の中に出回るようにできるかどうか、そこら辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○ 農林課長

飯塚のブランドは何かという御質問ですが、飯塚市内におけるブランド品につきましては、筑穂地域の筑穂牛、それから庄内地域の庄内のフキ、それから潁田地域のウコンがあります。それから、筑穂牛はどこで買い求めたらいいかという質問ですが、現在販売しておる所は大分駅前前のAコープ、それとスーパー麻生で若干売ってると思います。

それから、今後ブランド品は増えるかという御質問ですが、産地化、ブランド化への対策につきましては、国内の産地間競争がますます激しさを増しており、このような競争時代の中で産地として生き残るためには、消費販賣ニーズを的確にとらえ、他の産地に負けないしっかりとしたセールスポイントを持った確かな物づくりが求められております。そのために、定時、定量、定質、出荷により消費者等から信頼される産地づくりをするために、筑穂管内のJA、農業共済、県農業改良普及センター、農林事務所、市長の連携を図ってまいりたいと考えております。また、最近の取り組みといたしましては、一つ例を挙げますと、明治から大正にかけて筑穂の内野地域で栽培されておりました酒米の乙姫の生産を平成16年度から行い、この酒米を使いました純米酒姫乙女を醸造しております。引き続きこのブランド化を考えております。

#### ○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

ほかに質疑はないようですから、魅力と夢をつくる活力ある産業のまちづくりについての質疑を終結いたします。

次に、4、豊かな心のみがき未来を開く人権尊重のまちづくりについて、23ページの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

#### ○ 川上委員

学校施設の整備ということで通告をしております。1981年の新耐震基準に基づく学校校舎の耐震化の見通しです。10カ年計画を話しあっているわけですが、見通しについてお尋ねします。

#### ○ 教育部総務課長

飯塚市におきまして、一昨年度より耐震の優先度調査を実施しまして、本年度伊岐須小学校、飯塚第一中学校の耐震診断を実施してまいります。その結果に基づきまして、耐震補強工事や大規模改造を順次計画していく予定としておりますが、現在飯塚市には小学校22校、中学校12校、計34校、幼稚園3園を加えますと37であります。旧設計基準の56年以前に建設された校舎が約67%と多く、老朽化とともに耐震性能についても心配されるところであります。そのため、順次耐震診断を行い、耐震補強を実施する計画としておりますが、当然予算、財源の件もございしますが、現在福岡県内におきまして、耐震診断を行える業者がまず少ないということが1点。さらには、その耐震診断結果の評価を行う組織につきましても県内に1カ所しかなく、福岡西方沖地震以降業務が増え、その評価自身が遅延しているという現状もありま

す。

また、飯塚市は合併の影響もありまして、県内でも北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市に次ぎまして5番目に学校数が多く、それに伴いまして耐震診断が必要な学校施設も多いという現実があります。また、学校現場といたしましても、補強工事、大規模改造等を行う際は、教室のローテーションや体育祭等の催しの見直し、変更等が必要になり、その調整も必要になってまいります。さらには、本年度内近々のうちに教育委員会内部にも学校の統廃合についての検討組織も立ち上げて方針を決めてまいります。統廃合につきましては公の施設のあり方検討委員会において検討いただきますので、最終的にいつまでに耐震診断、耐震補強を終わらせるということは今後検討していくこととなると考えております。

○ 川上委員

10カ年計画の間にすべての学校施設が耐震化されるかと、その見通しはどうか。予算のこともあると思いますけど。

○ 教育部総務課長

先ほども長々と説明いたしましたが、教育委員会としては10カ年の間にすべて耐震補強工事まで終わらせたいと考えております。

○ 川上委員

すると、施設の統廃合の問題ですね、言われておりました。私は、空き教室のこともいろいろあると思うんですが、少人数学級、先ほど基礎学力のこともありましたけど、少人数学級をやろうとすると空き教室というのは相当少ないだろうと思うんです。この少人数学級、先ほど施設のあり方検討委員会ということだったんですが、少人数学級についての検討もしないと、統廃合だとかいう話は先行するわけにいかないんじゃないかと思うんですけど、その辺のことについてはどうお考えですか。

○ 学校教育課長

少人数学級の実態とそれから空き教室ということを言われましたけれど、本年5月1日現在で、小学校1年生、中学校1年生の学級の人数で35人以上40人未満の学校は、小学校で鯉田小学校、若菜小学校、平恒小学校の3校、中学校におきまして、飯塚第1中学校、二瀬中学校、庄内中学校、筑穂中学校、穂波西中学校の5校、計8校現在ございます。

○ 川上委員

今年の現状はわかりました。それで、私がお尋ねしたのは、少人数学級を推進するという立場に立てば、統廃合とかそういうのは簡単に決められないんじゃないかということをおっしゃるわけですか。教育長、どうですか。

○ 学校教育課長

市内34校の各学校で空き教室は最終的にはまだ確保を掌握しておりません。

○ 委員長

時休憩いたします。では、4時まで休憩いたします。

休 憩 15:49

再 開 16:02

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

少人数学級につきましては、議員の御指摘のとおり空き教室や施設等も十分考慮する必要があると考えております。そこで、今後は施設の整備、統廃合、あるいは環境整備等も視野に入れ、教育委員会内で十分検討し、進めてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

まあ、統廃合を進めるかどうかは別ですよ、けどもいずれにしても少人数学級、これ基礎学力の向上に極めて効果があることも明らかなので、観点を落とさないようにしてもらいたいと

思います。この質問を終わります。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を認めます。

○ 八児委員

発達障がい児のございますけども、本当に今問題になっております発達障がい児。本市の未来を担う子供たちがいろんな病気に侵されておるということで、その一つ、今具体的に少しずつわかってきた発達障がい児という形であります。これの取り組み方といいますか、啓発とか研修とかそこら辺について、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

○ 社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。

発達障がいとは、平成17年4月に施行されました発達障がい者支援法によれば、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類します脳機能の障がいで、低年齢で症状が発現するものと言われております。対人関係がとれないなどコミュニケーションに支障があるなどの特徴があるとされております。平成18年3月末現在、福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」、これは田川にございます。この調査によれば、本市では一応33人というようになっております。

発達障がい者支援法第1条では、発達障がいの症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であるということでございます。支援のための必要な施策を講ずるよう、今後とも検討を行っていきたいというふうにございます。特に発達障がい等に対します理解促進につきましては、保健・福祉・医療等の関係機関や障がい者団体等との連携により、今後とも正しい知識の普及に努めますとともに、福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」とも連携して、正しい知識の普及・啓発と発達障がい者に対します相談、指導等の支援の充実に努めるなど、市民の方々へ理解に努めるようにしてございます。また、発達に問題を抱えます就学前の児童の早期発見や支援を行うため、保育所、幼稚園、学校等との連携を図るようにございます。

○ 学校教育課長

続きまして、発達障がい児の啓発と研修についてお答えいたします。発達障がい児の啓発と研修につきましては、昨年度平成18年11月17日、金曜日の午後6時より午後8時までの2時間にわたって、飯塚コミュニティセンター4階の401学習室におきまして、飯塚市軽度発達障がい市民研修会を開催いたしました。目的として、発達障がいについての基本的な認識を深め、保護者、学校、幼稚園、保育所、保育園など、それぞれ連携した指導の充実に役立てることとし、講師として福岡県発達障害者支援センター「ゆう・もあ」主任指導委員で臨床心理士の高橋先生を招いて実施いたしました。当初、参加者の予定を120名としていたのですが、実際には220名の参加者のございました。参加者の所属も保護者、教職員、児童センターの職員、施設職員、行政職員、学生さんといった幅広い職種での参加のございました。さらに、参加者の多くの方々から具体的な例示や支援法を話していただき、よくわかりました。あるいは、次年度もぜひ開催してくださいといったアンケートをいただきました。従って、継続して取り組む必要があるとございます。本年度も7月に発達障がいの研修会を予定してございますし、今後も計画的に取り組んでまいりたいとございます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

( 質疑なし )

ほかに質疑がないようですから、豊かな心をみがき未来を開く人権尊重のまちづくりについて、質疑を終結いたします。

次に、5、交流を生み出す安全・安心なまちづくりについて、24ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

24 ページのコミュニティバスの云々と書いてあるところですけど、ちょっと読みますと、「JRと連結した路線バスの確保とコミュニティバスの運行など」となってるわけです。読みますと、「JRと連結した路線バス」と「JRと連結したコミュニティバス」というふうにも解釈されるんですけど、そういうことではなかろうと思うんですけど、ちょっとそれだけ先に確認させてください。

○ 総合政策課長

今、委員おっしゃるように、JRとの連結した公共機関バス、またそのほかコミュニティバスの運行などということで、今後の市民に身近なバス路線の充実を図りたいということでございます。

○ 兼本委員

今回の文章は、先ほどからいろいろ同僚議員から同じような質問が出るように、何かちょっとわかりにくくというのか、同じような文言があっちに出たりこっちに出たり、同じような文言が出たり、これ読んでも何かコミュニティバスとJRというふうに関連して読めるようなことになっております。そこで、コミュニティバスとよく言ってますが、コミュニティバスとはどういうバスですか。

○ 総合政策課長

俗にコミュニティバスというふうに呼んでおりますが、その形態につきましては、いろいろな形態がございます。今現在本市でも旧町の方で運行しております福祉バスもコミュニティバス的一种だというふうに考えておりますし、地域の皆様の交通手段の一つとして、俗にコミュニティバスというふうに言われておる状況でございます。

○ 兼本委員

あのね、コミュニティバス、もう少しちょっと詳しく内容を把握していただきたいんですけどね。路線バスがない地域、高齢者、子供、身障者などの方々が安全で利用しやすいような、市民の多様なニーズに応じて、行政が運営する地域に密着したバスシステムというのが、コミュニティバスの一つの用語なんです。現在、今言うように4町においてはコミュニティバスが今まで出ております。旧市はありませんね。昨日も私お尋ねしましたように、限界集落というような所、それから今大体70歳ぐらいになったら免許証を返しているわけです、高齢者の方たちが。そうすると、買い物に行くにも病院に行くにも自分の交通手段がないと。その交通手段をどうするかということで、非常に今社会問題として大きくクローズアップされてるわけなんです。その中で、このコミュニティバスというものをやはり根本的に考えて、地域の高齢者、交通弱者ですね、この方たちの交通手段としてのコミュニティバスというものを、ひとつ考えなければいけない時期、特に高齢化時代が来たわけですから。もう免許証を返納する方たちが多分おると。どうしてもバスがないから、少し認知症の方たちでも運転するというようなことで、交通事故がいつ起こるかかわからないというような状態の中でも運転している方がたくさんおられるというような現状なんです。そういう現状を踏まえますと、このコミュニティバスはやはり根本的な見直しをかけて、飯塚市全般にこのコミュニティバスの運行、そして先ほど、生き残るための地域間格差といいますね。だから、飯塚に行ったら高齢者に優しいバスがありますよとか、飯塚に行けば非常に福祉は充実してますよというようなことで、よそからどんどん飯塚に入ってきてもらって、飯塚の定住人口を増やすと。そういうのは地域間格差を求めるといって、地方分権の大きなとらえ方なんです、本来。だから、そういう意味からいいますと、やはりこのコミュニティバスにつきましても、根本的な見直しをかけて、ただ、今、旧4町でやってるいろんなやり方、これはそのまま継続してもらって結構だと思うんです。その運行の方法についても、本当にそれだけでいいのか。予算が伴いますから非常に厳しいわけですけど、

この間すり合わせの中で、あなたがいろんな所の先進地の地域もこういうのがありますよというようにことを言われておりましたから、ちょっとぜひそれを披露していただいて、今後の取り組みについてのお考えを示してください。

#### ○ 総合政策課長

飯塚市の現状でございますが、旧4町の福祉目的バス等は運行法に若干の改善を加えて、おおむねその運行形態で本年度も運行をしております。

今後でございますが、市民の多様な行動の支援や高齢者、また障がい者の社会参加、また公共交通サービスの地域格差の是正に資する移動手段としての役割を担うバス導入を新たに目指したいというふうに考えております。これは、基本的な考えでございますが、あくまでも民間路線でカバーできない部分を補完するものとして位置づけて考えていきたいと思っております。

先ほど委員申されましたように、先進地事例で、御紹介もいただいた中で少し調べさせていただきました。千葉県我孫子市の例でございます。市内の病院や自動車教習所、そしてまた福祉センターなどのそれぞれの事業所の送迎バスを利用させていただく形態、65歳以上の方や障がいの方が無料で利用できるシステムを採用されて、高齢者などの外出を支援したり、市内の巡回バスを3ルートで運行して、駅や公共施設の利用、また買い物などの便利な交通手段として、市民の皆様にご喜ばれているなどの事例を調べさせていただいております。先進地の運行方法もまだほかにもあるとは思いますが、今後参考にしたいというふうに考えております。このため、今後は民間事業所の協力も検討の視野に入れながら、柔軟な発想のもとで飯塚市のバス運行計画の策定にとりかかってまいりたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

#### ○ 兼本委員

まず、その買い物も大事なことですけど、病院に行きたくても交通手段がないから病院に行くのも大変だと。タクシーを呼ぶとやっぱり何千円もかかるということで、往復で何千円もかかると。非常に病院に行きたくても行けないと。もうどうもできないというような方が多数やっぱりおられるらしいんです。病院と買い物の場所とをつなぐ循環的なそういうふうなものの中で、いろんな意味で今、イオングループで考えているところが、若干やってるところもあるそうなんですけど、そういうふうな交通弱者の方たちに買い物の送迎のバスを出す。買い物をしてくれるお客さんを乗せて、まあ途中で病院とか何とかがあったら、そこで降ろしてやるとかいうような形で、事業者がそういうバスも運行している所があるんです。これ、もしもそういうふうなことをやりますと、中心商店街にはいよいよお客さんが来なくなりますよね、今度は逆に。だから、そういうふうな物を考えながら、やはりコミュニティバスといって、交通弱者の方たちの足がわりとなる交通手段を行政はいかに確保するか。非常に予算の関係もありますから、そう簡単に右から左にということとはできないと思いますけど、しかし、今から私どもも含めて65歳、70歳になる方はもうかなりいるわけです。先ほどの人口の見直しを見ても、非常に65歳以上の人たちが増えてくるわけです。そうなってきて、もうどこに行くにも行けないと。じゃあ、もう行けない、交通手段のない人は家でじっと寝て、そのままおるのかというようなことの、じゃあ行政としてのものは、ならないわけなんです。だから、地域格差に、よその地域に勝つためにはそういうふうな福祉の充実とかそういうものをやりながら、飯塚に行けばこういうところがあるとか、こうあるというようなことを目玉を、福祉等何でもいんです。出しながら、飯塚に定住人口を増やすというような形の中では、やっぱり投資なくして利益ないわけなんです。そういうふうな発想の中で、ひとつ非常に予算は大変だろうと思えますけど、やはり定住人口を確保するため、そしてよそから魅力ある飯塚市として見られるためには、やはりある意味では投資も必要だと思うんです。だから、そのところの決意を、企画調整部長、ひとつ述べて、私はこれで終わりますけど、ちょっとそのところを述べてください。

## ○ 企画調整部長

本市が目指します活気あふれる住みやすいこの飯塚市を目指すためには、先ほどから御答弁申し上げてますように、企業誘致、雇用の促進、定住人口の確保、こういう大きな課題がございます。それとあわせまして、本市特有の福祉、それから教育、それから住環境、そこらあたりを充実した中で、そのような住み続けたいまち、住みたいまちを目指して、講じていきたいと考えております。それとあわせまして、交通手段の不便な地域において、このコミュニティバスを有効かつ効率的に運行するために、行政、それから交通機関関係者、それから市民等も含めましてところでの、仮称でございますけど、検討委員会的なものを立ち上げまして、そしてこの地域のいわゆる交通不便者、地域の足を確保するということから、早急に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

## ○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

## ○ 川上委員

24ページです。交流を生み出す安全・安心のまちづくり、都市基盤、生活基盤の整備のところですが、2行目に「地域防災計画を作成し」というのがあり、そして3行目に「国民保護法、国民保護体制の確立を図る」とあるわけです。それで、地域防災計画は来年までかかるんじゃないかと思うんですが、この地域防災計画作成と国民保護計画、どういうふうに関連づけて準備されておられるのかお尋ねします。

## ○ 総務課長

本市の地域防災計画につきましては、平成18年度に防災アセスメントを行いまして、本年度は防災カルテ、地域防災計画書を作成する予定としております。地域防災計画につきましては、地震や風水害などあらゆる災害のさまざまな局面に対応する防災対策を網羅した内容の計画となる予定でございます。これに比べますと、一方国民保護計画につきましては、武力攻撃事態等への対応を主とした内容の計画でございまして、基本的に地域防災計画とは性格の異なるものというふうに考えられます。しかしながら、おのおの計画の具体的内容の中には、警報の伝達や住民の避難誘導、あるいは救援活動や安否情報の収集、提供、ライフラインの応急対策など共通する部分も多くありますことから、両計画は互いに整合すべき関係にあるのではないかというふうに考えられます。このため、安全・安心のまちづくりという大きな観点から見た場合、防犯、交通安全対策等も含めまして、両計画の整合性を図りながら着実に実施していくことが、安全・安心のまちづくりにつながるものと考えられます。

## ○ 川上委員

私は、この地域防災計画を充実して、市民がよく承知した状態の中で完成させることが大事だと思うんですが、国民保護計画というのは、実はもう戦争なんですね。戦争が起こったときに飯塚市民をどこにどのように避難させるのかとか、けがした方をどう手当するのかということ、今の日本国憲法の法体系のもとでは想定不能なんです。それで、御承知の方もおられると思うんですが、長崎でこの間なくなった前市長の伊藤市長ですね、彼は核攻撃を受けた場合の避難計画をつくれと言われて、つくれるはずがないと言っておられた方なんです。そういう意味では私は、これはもう整合性がとれるはずないんで、地域防災計画をきっちり充実し、中身を周知するということが大事だろうと思うわけです。私としてはこの国民保護法をもとにいうところは不必要というふうにも思うわけです。

それから、市営住宅の問題をお尋ねします。ここでは、13万人人口目標を持って、内容的には高齢者が増大するという想定をしているわけですが、こういう状況のもとで、高齢住宅の建てかえということなどがありますけど、基本的には老朽住宅の建てかえなんです。これは現状どのくらいやって、いつごろまでに建てかえを図ろうとしておられるのか、まずお尋ねします。

## ○ 住宅課長

現在、飯塚市におきましては、平成18年3月31日現在で4,448戸の管理戸数がございいますが、その中で老朽化住宅、これが1,251戸ございいます。これにつきまして、老朽化住宅の建てかえにつきまして、10年間の計画の中で随時進めさせていただきます。過去の10年間でございいますが、過去の10年間におきましても369戸、370戸程度の整備を行っておりますが、それを少しでも上回るような形で10年間整備を行っていきたいというふうを考えております。

#### ○ 川上委員

少しでも上回るということになると、1,251ですから、もう相当追いつかないですね。これらの施設はもう昭和40年代までに建設されたということなので、危険家屋になりますね、消防法上も。もちろん耐震も基準を満たしておらんとということなんですけど、それで建てかえだけに頼らないで、一定の計画性を持った改修、それから必要なところの耐震補強というのを年次計画でも持ってやる必要があるんじゃないかと思うんです。

まあ、余り長くなっても申しわけないですけども、特に住環境上は衛生上、トイレの問題が、上三緒、下三緒、相田、苦情が少なくないです。それで、建てかえだけには頼らないで、そういうふうには力を入れてもらいたいと思うんです。特に問題なのは、考えてもらいたいんですけど、建てかえますと、収入にもよりますけど、数年のうちに家賃が大幅に上がるわけです。高齢者でも上がっていくわけです。可処分所得相当減っていくわけでしょう。国から取り上げられるものもあるし市から取り上げられるものもあるんだけど、そういうふうにお金がなくなっていく方たちが建てかえになると家賃が高くなると。これはホームレスを政策的につくるといふことにもなりかねないわけです。ただ、どうしても安全・快適なものをつくるということと、この今の制度のもとでの家賃が上がっていくということについては、どこかで突破しなければならんと思うんです。それは何か案があるというわけではないんですけど、いずれにしても建てかえとともにそういう手当を、改修、改善を位置づける必要があるだろうと。

それから、もう一つの問題は、国が1998年以降新規建設を簡単には認めないと、補助金も出さないという状況になっているのはわかるんですけども、今の市民の低所得の状況、格差貧困の広がり状況を見るなら、必要に応じて新規建設をするか、あるいは既にある優良な建物を借り上げて、必要な所に市営住宅として貸し出す。そういう制度があるわけですから、管理戸数を増やすことも考える必要があると。特に、中心市街地空洞化解消というプランもあるわけですから、ぜひそういう方向で考えてみる必要があると思うんですけど、担当課の方はどんなふうにお考えですか。

#### ○ 住宅課長

まず1点目が、改善事業でございいます。改善事業につきましては、老朽化による雨漏りに対応する屋根の防水、また外壁の補修、流し台の取りかえなど、緊急度の高い箇所の改善に努めておりますが、先ほどトイレの話も出しましたが、合併処理浄化槽の設置については現時点では実施していない状況です。しかしながら、既に耐用年数の過ぎた住宅の建てかえを促進する中で、浄化槽の設置などの整備を行う考えでございいますが、建てかえの進捗状況を見た中で、安全で快適な住環境の整備を行うという中で、トイレの水洗化についても検討してまいりたいというふうを考えます。

もう1点、新規の住宅の建てるという件につきましては、飯塚市の住宅管理戸数は先ほど数を申しましたが、県内の他市に比べましても決して少ない数ではないというふうに認識しております。公営住宅法の改正によりまして、収入超過者や高額所得者の家賃はさらに厳しい状況になりますことから、民間住宅への転居など勧め、低額所得者向けという公営住宅法の目的に理解を求めながら、低額所得者層の入りやすい市営住宅としたいというふうに考えております。

#### ○ 川上委員

もう余り長くも言いませんけども、収入が超過しているという方々も当然あると思うんです。

その方々は大金持ちという状況ではないと思うんです。やっぱり基本的には低所得状況にあると思うんです。そういった点からいけば公営住宅法の対象として無理に外さなくてはならない人は少なからうと思うんです。また、公営住宅から民間住宅の所に簡単に行けるなら、もう既に転居されてることもあるんじゃないかと思うんです。だから、その方々、まあ可能な方は転居していただければその分が空くというのにも確かにあります。しかしながら、また一方で類似団体等の関係でいうと、かなり高い比率を持ってると、市営住宅、公営住宅が。というふうにありましたけど、地域の現在の特殊性っていうか、現状と、それから、これから飯塚市が13万維持して、その中で高齢者が増えていくというようなことを考えれば、やっぱり今いう管理戸数だけで大丈夫かということで、先ほど言ったように提起もしたんです。これは検討してもらいたいと思います。

それから、次の質問ですが、公園緑地についてです。飯塚市はかなり大型の公園が幾つかあるわけですが、最近健康の森公園づくりに失敗してますね。そういう状況の中で、これから10年間大型の公園づくりを考えてないのかという心配があるんです。どのような状況かお尋ねします。

#### ○ 都市計画課長

本市の公園や緑地の整備水準でございますが、現時点におきましては国レベルの整備率の高いものがありますので、今後は公園緑地等の利活用の状況を見ながら、生活環境に応じた再整備や安全・安心につながる改良を推進していきたいと考えておるところでございます。

#### ○ 川上委員

市管理の公園を地元をお願いしたいと、行財政改革のことなんですが。そういう状況の中で、公園の本来の機能と同時に避難場所になってるとか、そういうこともあるので、よく研究するということだと思うんですが。今の答弁からいうと、基本的に大型の公園づくりというのは余り考えてないと、考えてないというふうに受けとめていいですか。

#### ○ 都市計画課長

そのとおりでございます。

#### ○ 委員長

川上委員、お願いがあるんですが、幾つにもこの中で項目がありますので、端的に質問していただいて、また行政の方も端的に答えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 川上委員

それから、公共交通機関のところなんですが、この中で道路のことが書いてあるんですね。それで、観点としてJRの路線、その中で特に踏み切りの改善の問題について、観点として押さえておく必要があるんじゃないかと。場合によって多額の経費がかかる場合もあるんですけども、今、国土交通省が危険なボトルネックの所とか事業者と協力して、お金も出して改善しようというふうにしていますね。飯塚ではその対象が今のところなさそうですけども。だから、危険踏切の改善というのを観点として入れてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○ 総合政策課長

JRの踏切等の施設の改善につきましては、JRの連絡協議会等々の中でそういう要望活動は行ってきております。そういう意味で、今後ともそういう要望活動は続けて行ってほしいというふうに思っております。

#### ○ 委員長

では、次に、江口委員の質疑を許します。

#### ○ 江口委員

同じく24ページです。真ん中ぐらいのパラグラフから、「秩序ある計画的な土地利用を推進するとともに都市計画法による手法などを用いて計画的な市街化の誘導と住環境整備を推進



します」とあります。そのときに用いられる手法、それとどのような未来、市街化誘導等をこのような形でやりたいって部分は、じゃあ市民はどこに行けば知ることができるのか、その2点をまずお聞かせください。

#### ○ 都市計画課長

まず最初の方でございますが、秩序ある計画的な土地利用ということで、福岡県の土地利用基本計画等において定めております、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域区分並びに土地調整等に関する事項をもとに、現在及び将来における市民のために限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の協働の基盤である本市の土地利用について、公共の福祉を優先させ、自然環境との共生、地域の社会的、経済的及び文化的条件に配慮した健康で文化的な生活環境の確保など、将来を見据えた均衡ある発展を基本理念としまして推進していくものでございます。

また、都市地域におきましては、都市計画法による手法などを用いまして、計画的な市街化の誘導と住環境整備を推進しますということにつきましては、都市計画の基本理念であります農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに、そのために適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るということを念頭に置きまして、無秩序な開発による不良な街区の形成、公共投資の効率低下などの問題を未然に防ぎ、都市の成長・発展を適正に誘導するために、総合的な土地利用計画を策定するなどいたしまして、計画的な住環境の整備を推進していくということでございます。

#### ○ 江口委員

今お話の中で、農林業との調和等の話ございました。無秩序にやっていると、それこそ行政の方もコストがかかって大変だと。そのとおりだと思います。ところが現状は、やはりどんどん農地が、田んぼや畑が宅地並びに商業地等に変わっていている現状があると思います。それに制限をかけなければならない、そのときの手法としてどのような形が考えられるのか。それと、そういった、じゃあ先ほど県の土地利用基本計画の区分というお話がありましたね。土地利用計画を、総合的な土地利用計画を立てるというお話もございました。そこら辺は市民としては知るためにはどのようにすればわかるのか、その2点をお聞かせください。

#### ○ 都市計画課長

まず、今まで郊外の方で拡大してまいりました土地利用につきましては、今後まちづくり三法の改正もありましたことから、コンパクトな土地づくりという方向に規制が向いてまいりますので、郊外型というのはだんだんなくなってくると。また、そういう情報などは、私もインターネットをあんまり詳しくないんですが、インターネット、それに直接市の方に出向いていただければ十分な説明をしたいと、そのように考えております。

以上です。

#### ○ 江口委員

ぜひある程度具体的な形で示していただきたいと思っています。ここら辺はこういった形でぜひ使ってくださいっていうのが見えてくると、それがきちんと説明されると、ああそうだよなって話があると思います。そうやって土地利用についてやっていただきたいと思っています。

市営住宅についてお聞きいたします。先ほど限界集落のお話もありましたし、交通手段の話もございました。川上委員のお話の中からは管理戸数を増やすことも検討してはというお話ございましたが、私は逆の考えを持っております。公営住宅が必要とされた時代、本当に住宅がなく行政が支えなくてはならなかった時代と今が果たして一緒なのかどうか、それについて私はちょっと別の考えを持っています。かなりアパート等もふえて、そこで空き室もございます。また、市営住宅の家賃と一般のアパート等の家賃の違いも現状としてあります。例えば、近隣と比べて2万から3万違うと。それこそやっぱり市営住宅当たれば、本当にそれこそ月2万違えば4年で100万です。それこそもう本当に宝くじ当たったようなものかもしれません。た

だ、果たしてそれがいいのかどうかです。公営住宅の役割が変わってきたのではないかと思います。高齢者並びに障がいのある方々、特に障がいのある方々に関しては、一般の賃貸の住宅等で対応できていない部分はかなりあると思います。そういったときに、公営住宅が果たす役割は本当に大きいと思います。そうすると、だんだんその低所得者に対する公営住宅というあり方から、そのあり方を考え直す時期が来てるんだと思います。そのことによって、管理戸数が減ってくる。また、家賃のサポートという形もあり得るかもしれません。そうやって行政の方では、住宅としては用意はしないんだけど、公営住宅は提供というふうな形で用意しないんだけど、住宅に関してはきちんとサポートをするというやり方もあるかと思います。ぜひそれについて検討ください。

また、あわせそのときに建てかえというお話ございました。今の場所での建てかえをやっていくと、それこそ交通手段がなくなっていくことが十分考えられます。今まではバスがあったから、ここに市営住宅ずっとあってよかったんだけどバスがなくなってくる。そうすると、そこに住んでおられると、また言われたように、タクシーで2,000円、1,000円払って行くっていうふうな形になりかねません。コンパクトシティという考え方お話されました。すると、中心地の所に高齢である、そしてまた障がいのある方々に対する公営住宅を建てて、そちらの方に誘導する。その方々は車がなくても生活ができる環境を提供する。そういった形が考えられるんだと思っております。ぜひその点も検討していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

#### ○ 住宅課長

まず最初に出されました、障がい者、高齢者についてでございますが、これまでの建てかえを行いました住宅の中では、当然御指摘受けましたように、障がい者、高齢者に配慮ということがございます。その中では、当然障がい者、高齢者、バリアフリーということでございます。手すりの設置、広い廊下、それに段差の解消といった障がい者、高齢者が住みやすいという住宅の設置ということで、これまで現在のところ287戸が高齢者、障がい者に配慮した住宅でございますが、今後住宅を建てかえます中でこの点には当然配慮いたしまして、こういうバリアフリー化した住宅を設置したいというふうに考えております。

また、もう1点御指摘を受けました利便性でございます。当然御指摘のように、高齢化が進んでおるということで、当然利便性、また居住しやすさという、建物だけじゃなくて、その地域の居住、生活しやすさというものがございますので、JRに近いとか、また買い物が手軽にできるとか、そういうところも十分配慮の中に加えながら、統合等も含めて今後建てかえの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○ 委員長

よろしいですか。次に、八児委員の質疑を許します。

#### ○ 八児委員

市民の生命、また事故から守るということで、本当に今から高齢化社会に向かっておりますけれども、その中で大変なのはやはり高齢者方の緊急通報システムというものがあると思います。それで、いろんな高齢者というか、そういう状況ができております。独居老人とか、また家族が今本当に生活のために昼間は全部仕事のために出てしまっていて、老人だけが取り残されて昼間はお一人でいるとか、いろんな意味で独居老人という方たちがたくさんおられます。そういうことで、その中で緊急通報システムというものの重要性があると思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

#### ○ 高齢者支援課長

高齢者の緊急通報システムにつきましては、その対象者はおおむね65歳以上の高齢者のうちひとり暮らし、高齢者のみの世帯などで、心臓病など急な発作が予見される健康上特に注意を要すると認められる方を対象といたしております。対象者数につきましては、平成18年度

末現在で157人となっております。

○ 八児委員

一応157人ということですが、さっき申しましたように、今後高齢者、独居老人とかそういう方が増えると思いますので、今後ともしっかりそれに対して取り組みをお願いしたいということで、終わらせていただきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

ほかに質疑がないようですから、交流を生み出す安全・安心なまちづくりについての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明5月17日午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、議案第6号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明5月17日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、第1次総合計画基本構想特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。